TAC税理士講座 2015年合格目標 上級コース

第1回講義 体験用テキスト

ADVANCED

- □bookkeeping
- Inancial accounting
- □ corporation tax
- ☐income tax
- □inheritance tax
- ☐liquor tax
- ■consumption tax
- ☐fixed property tax
- □enterprise tax
- residence tax
- ■national collect tax

>テキスト 1

消費稅法

Consumption Tax



消費税法 上級コース テキストNo.1 コントロールタワー

教 材 回 数	テーマ	テキスト	トレーニング	理論テキスト	理論ドクター
第1回	講 義 ①-1 平成26年度改正点 課税の対象 非課税	P. 3	問題 1 ~ 問題10	1-1	P. 2 ? P. 16
第2回	演習① (理論)課税の対象・非課税 (計算)総合問題 講義①-2 免税	P. 61	問題11 ~ 問題15	1-4 1-5	P. 17
第3回	講 義 ② 課税標準及び税率 納税義務 (原則・納税義務の免除・課税事業者の選択・ 前年等の課税売上高による特例)	P. 83	問題16 ~ 問題25	2-1 1-6 1-7 1-13 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	P. 48 ? P. 56 P. 80 ? P. 83
第4回	演 習 ② 一添削問題— (理論)輸出免税等・小規模事業者に係る納税 義務・前年等の課税売上高による特例 (計算)総合問題		問題26		
第5回	講 義 ③-1 仕入れに係る消費税額の控除(原則)	P. 139	問題27 ~ 問題36	3-1 { 3-3	P. 84 2 P. 94
第6回	演習③(理論) 課税標準及び税率・仕入税額控除(原則)・課税売上割合(計算)総合問題講義 ③-2その他の税額控除(売上返還等・貸倒れ)	P. 177	問題37 ~ 問題43	3-13 3-14	P. 122
第7回	講 義 ④ 仕入れに係る消費税額の控除の特例 (仕入返還等・非課税資産の輸出等) 仕入れに係る消費税額の調整 (著しい変動・転用)	P. 193	問題44 ~ 問題58	3-4 ~ 3-8	P. 95
第8回	演 習 ④ 一添削問題一 (理論)売上返還等・貸倒れ ・非課税資産の輸出等 (計算)総合問題		問題59		

⁽注) 消費税率(国・地方)の10%への引上げが予定されているが、本教材における当課税期間(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)は、8%の税率を前提として作成しています。

TAC方式

消費税法の学習テーマの全体系

		= -		Ł	級	
テーマ番号		テーマ		1	No.	2
	1	課税の対象の概要	•			
課税の対象	2	国内取引の課税の対象	•			
	3	輸入取引の課税の対象	•			
非 課 税	4	国内取引の非課税	•			
ルース・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・	5	輸入取引の非課税	•			
免 税	б	免税取引	. •			
	7	納税義務者	•			
	8	小規模事業者に係る納税義務の免除	•			
	9	課税事業者の選択	•			
	10	前年等の課税売上高による特例	•			
納税義務	11	相続があった場合の納税義務の免除の特例			0	
	12	合併があった場合の納税義務の免除の特例			•	
	13	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例			0	
	14	新設法人の納税義務の免除の特例			•	
	15	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例			0	
== =>/-	16	国内取引の課税標準	•			
課税標準及び税率	17	輸入取引の課税標準	•			
	18	税率	•			
仕入れに係る 消費税額の	19	仕入税額控除の基礎	•			
控除(原則)	20	仕入れに係る消費税額の控除	•			
仕入れに係る	21	非課税資産の輸出等	•			
消費税額の	22	仕入れに係る対価の返還等	•			
控除の特例	23	簡易課税制度			0	
仕入れに係る 消費税額の	24	課税売上割合の著しい変動	•			
	25	調整対象固定資産の転用	•			
調整	26	棚卸資産に係る消費税額の調整			•	
その他の	27	売上げに係る対価の返還等	•			
税額控除	28	貸倒れ	•			

		7 77 -			上	級
	テーマ	金	5	. テーマ	No. 1	No. 2
			29	資産の譲渡等の時期の原則		•
資産	の譲渡	等	30	長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例		•
0	時	期	31	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例		•
			32	小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例		•
課	税期	間	33	課税期間		•
			34	国内取引に係る納税地		•
納	税	地	35	輸入取引に係る納税地		•
			36	輸出物品販売場購入物品を譲渡した場合等の納税地		•
			37	中間申告制度		•
			38	合併があった場合の中間申告制度		•
申	告	等	39	確定申告制度		•
		7	40	還付を受けるための申告制度		•
			41	引取りの申告制度		•
			42	更正の請求等		•
届	出	等	43	届出等		•
				事業単位の特例		•
		ı— 44		資産の譲渡等の時期等の特例		•
国 対す	等 「る特	の例	44	国、地方公共団体の一般会計に関する特例		•
	_ ,_			申告期限の特例		•
			45	特定収入に係る仕入税額の特例		•
個人	、事 業	者	46	個人事業者		•

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ P3~58 本誌では、設例など各問題を収録していますが、解答にあたって次の形式で表記している部分があります。それぞれの取り扱いは次のとおりです。

課

・・・課税売上げ

免

・・・免税売上げ

非

・・・非課税売上げ

非輸

・・・非課税資産の輸出

FOB

**・・資産の国外移送(本船甲板渡し価格)

売返

・・・課税売上げに係る売上げに係る対価の返還等の税額控除の処理あり

免売返

・・・免税売上げに係る対価の返還等

------免税事業者売返・・・免税事業者であった時の課税売上げに係る売上げに係る対価の返還等

非売返

・・・非課税売上げに係る対価の返還等

貸倒

・・・貸倒れの税額控除の処理あり

貸倒回収

・・・貸倒回収の処理あり

A

・・・課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等

В

・・・その他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等

 \Box

・・・課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等

仕返

・・・課税仕入れに係る仕入れに係る対価の返還等の処理あり

引還

・・・課税貨物に係る引取還付の処理あり

処理なし

・・・消費税の取り扱いなし

etc···

(注) 各問題において、課税仕入れとなるものについて、特段指示がない又は売上げ との対応関係が明らかでない場合には、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡 等に共通して要するもの(C)とし、作成しています。

₹─₹**0 平成26年度改正点**

	項目及び内容	参照条文	重要度
0 – 1	平成26年度改正点		
1	輸出物品販売場における免税制度	令18	**
2	簡易課税制度(みなし仕入率)	令57	☆☆☆

0-1 平成26年度改正点

1 輸出物品販売場における免税対象物品の拡大と手続きの整備 (令18)

1 改正の背景・内容

輸出物品販売場の免税制度において、「食品類、飲料類、化粧品類等といった消耗品」は、外国に輸出する前に日本国内で消費される可能性があるため、免税対象から除かれ、課税されていた。

しかし、外国人観光客のこれらの品目に対する購入ニーズが高く、観光関連産業振興 の観点から、一定の手続きの要件を満たす場合は、免税対象とすることとした。

なお、この改正規定は、平成26年10月1日以後に行われる物品の譲渡について適用される。

2 免税対象物品(令18①⑦)

- ① 一般物品(消耗品以外のもの)ただし、金額要件あり(1万円超の場合に限る)
- ② 消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品) ただし、金額要件あり(5千円超50万円以下の場合に限る)

2 簡易課税制度(みなし仕入率)の見直し(令57)

《改正の背景・内容》

簡易課税制度は、みなし仕入率により控除税額を計算することによる益税の金額が大きく、以前から見直しが検討されていた。今般の実態調査によると、金融・保険業と不動産業が、実際の仕入率とみなし仕入率との乖離が大きかった業種であった。

そこで、これらの業種について「みなし仕入率」の見直しを実施し、金融・保険業を第 五種事業とし、不動産業を第六種事業(新設)とし、益税の縮小を図ることとした。

なお、この改正規定は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用される。

【図解】 みなし仕入率

(改正前)

第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造業等	70%
英川孫東坐	金融・保険業	60%
第四種事業 	飲食店業他	60%
 	サービス業	E00/
第五種事業 	不動産業	50%



(改正後)

第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造業等	70%
第四種事業	飲食店業他	60%
第五種事業	金融・保険業 サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%

〈メ モ〉

テーマ 1 課税の対象の概要

	項目及び内容	参照条文	重要度
1 – 1	課税の対象の概要		
1	概要		
2	取引の全体像		

1-1 課税の対象の概要

ポイント整理・

1 概 要

間接税である消費税は、その流通の過程で二重三重に税金が課されないように、多段階 累積控除という方法により、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を控除し、 「納付税額」を計算することとなる。

このため、消費税法の学習において、最も重要な論点は、どの取引に消費税が課され、 どの取引に消費税が課されないのかを正確に分類することである。

そこで、まず第一にすべての取引を「課税の対象となる取引」と「課税の対象とならない取引(=不課税取引)」とに分類することから始める。

消費税の課税の対象は、「国内取引」と「輸入取引」からなっており、「国外取引」は、 課税の対象とはならない。

2 取引の全体像

国外	資産の譲渡等以外	'		
国外取引	資産の譲渡等			
5	資産の譲渡等以外	'		
内		非課稅資訊	童の譲渡等 かいましゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	
取	資産の譲渡等	課稅資産	0%課税	
31	100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100	の譲渡等	6.3%課稅	

			<u>. C. 157</u>
, A. 1	外围货物		0%課税
43		-94616HM .	
-/ 1			6.3%課稅

→	不課税取引
→	不課税取引
>	不課税取引
•	非課税取引
•	免税取引
•	課税取引

			LOCAL MILES
111111111111111111111111111111111111111		电影发展的	48 SE HILL
		ا با بر عبد	300
		742LA.	31
HERSENHARIA	eammannint		F501101114
SHEWSHINE .			
BEBERBELL .		School and the second	##DIKER!!
III DESCRIPTION OF THE PERSON		57.12	ere de little
	2		
HURSTHAND IN	CHILIDED LINE	tillochatmunia	tesufillia
SHEEMBURE			
Brecon-Broken	THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	TOTAL PROPERTY.	TOTAL PROPERTY
HUNGER HELD		257	200
11175001117		26.52	
		- 14 4	-

課税の対象

テーマ 2 国内取引の課税の対象

	項目及び内容	参照条文	重要度
2-1	課税の対象の概要		
1	国内取引の課税の対象	法4①	***
2	資産の譲渡等	法2①八	ታ ታታ
3	国内取引の課税の対象の4要件		***
2-2	国内取引の判定		
1	資産の譲渡又は貸付けの場合	法43一、令6①	ተ ተ
2	役務の提供の場合	法43二、令62	ተ ተ
3	金銭の貸付け等の場合	令6③	***
2-3	事業者が事業として行うもの		
1	概要		
2	事業者が事業として行うもの		***
3	付随行為	令2③	ተ ተ
2 – 4	対価を得て行うもの		
	対価を得て行うもの		***
2 – 5	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供		
	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供		☆
2-6	資産の譲渡等の範囲		
1	資産の譲渡等に類する行為	法2①八、令2①	☆
2	収 用	令2②	ተ
3	付随行為	令2③	☆
2 – 7	みなし譲渡		
1	概要		
2	みなし譲渡	法4④	ተ ተ

2-1 課税の対象の概要

☑ ポイント整理 ……

1 国内取引の課税の対象(法4①)

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

2 資産の譲渡等(法2①八)

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。)をいう。

※ カッコ内についてはテーマ2-6 (P.24) にて詳細に学習

3 国内取引の課税の対象の4要件

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

■ 国内取引の課税の対象

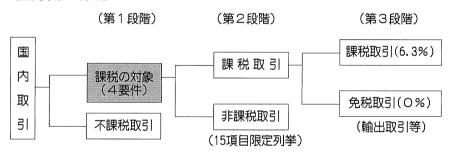
国内取引の課税の対象は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」である。 この場合の「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付 け並びに役務の提供」である。



参考 消費税を課する

法4①の「消費税を課する。」とは、言わば、課税の「対象に置く(消費税法を適用する)」 ことを意味する表現であり、「課税の対象=6.3%課税取引」にはならないことに注意する。

《国内取引の分類》



2-2 国内取引の判定

1 資産の譲渡又は貸付けの場合(法43一、令60)

原則	譲渡又	スは貸付に	ナが行われる 時 における、 その資産の所在場所
Tall AL	船舶、	航空機、	特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われる 時 にお
例外	ける、	登録機関	りの所在地 その他一定の所在地等

2 役務の提供の場合(法43二、令62)

原則	役務の	提供が行われた場所
ASI AI	運輸、	通信その他国内及び国外にわたって行われるものである場合には、 出発
אל ניש	地、発	送地又は到着地 その他一定の場所

金銭の貸付け等の場合(令6③)

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目(令6①)

資産等の種類	判 定 場 所
船 船	船舶の登録機関の所在地
航空 機	航空機の登録機関の所在地
鉱業権	鉱区の所在地
租 鉱 権	租鉱区の所在地
採石権等	採石場の所在地
特 許 権	
実用新案権	
意 匠 権	権利の登録機関の所在地
商標権	2以上の国で登録している場合には、権利の
回路配置利用権	譲渡又は貸付けを行う者の住所地
育 成 者 権	
上記権利の利用権等	
公共施設等運営権	公共施設等の所在地
著 作 権	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
特別の技術による生産方式 (ノウハウ)	これりのものの政権人は負担けを11 7年の圧別地
営 業 権	
漁業権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
入 漁 権	
有 価 証 券	有価証券が所在していた場所
(ゴルフ場利用株式等を除く)	
登録 国債	登録国債の登録機関の所在地
合名会社等の出資者持分	持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金 銭 債 権	金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在してい た場所が明らかでない場合 (令6①+)	譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る 事務所等の所在地

※ { 住 所 地……住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 事務所等の所在地……事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

部設 例

甲社は、日本とイギリスの両国で登録されている外国法人D社の商標の専用使用権を国内で登録し、D社に対して使用料を支払った。

また、この商標権について、D社の承諾を得て内国法人E社に対して通常使用権を設定し、 E社から使用料を受け取った。 (平成20年度本試験問題)

多解 訪

D社に対する使用料の支払いは、日本とイギリスの両国で登録されていることから、権利の貸付けを行う者(D社)の住所地で国内取引の判定をする。したがって、国外取引となる。また、E社からの使用料の受取りは、甲社の専用使用権に基づく使用料であり、登録地が国内であることから国内取引となる。

(Π)プラスα 株券の発行がない株式等の譲渡に係る内外判定

一株券の発行がない株式は、「有価証券に類するもの」に該当することとなるが、株券の発行がない株式はその所在場所がないことから、「その所在していた場所が明らかでない場合」に該当することとなり、「譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地(令6①十)」で判定することとなる。

また、株式の電子化により株券の引渡しが行われなくなった株式についても、同様に「譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地(令6①十)」で判定することとなる。

■ 船荷証券の譲渡に係る内外判定(基通5-7-11)

船荷証券の譲渡は、その船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、原則としてその船荷証券の譲渡が行われる時においてその貨物が現実に所在している場所により国内取引に該当するかどうかを判定する。ただし、その船荷証券に表示されている「荷揚地」が国内である場合のその船荷証券の譲渡については、その写しの保存を要件として国内取引に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、本邦からの輸出貨物に係る船荷証券の譲渡は、その貨物の荷揚地が国外であることから、国外取引に該当する。

《船荷証券の譲渡に係る内外判定》

原	則	貨物の所在場所で判定する
婚 例	荷揚地が国内	国内取引に該当する
	荷揚地が国外	国外取引に該当する

一 設例

内国法人が課税貨物に係る船荷証券を他の内国法人に譲渡した。 なお、譲渡時において当該貨物は国外に所在し、当該船荷証券の荷揚地は国内である。

分解 説

「荷揚地が国内」とあることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。 さらに、外国貨物(輸入許可前の貨物)の譲渡であるため、免税取引に該当する。

2 役務の提供の場合の例外の細目(令6②)

役:	務の	提供	の種	類	判 定 場 所
围	際		運	輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
玉	際		通	信	発信地又は受信地のいずれか
围	際	郵	便	等	差出地又は配達地のいずれか
保				険	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地
情	報	の	提	供	情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の
					所在地
設				計	設計を行う者の設計に係る事務所等の所在地
生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供 専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る		文案	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所		
上記のほか役務の提供が国内 及び国外にわたって行われる ものその他の役務の提供が行 われた場所が明らかでないもの (令6②七)		れる が行	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の 所在地		

3 金銭の貸付け等

利子を対価とする金銭の貸付け等の場合の内外判定は「その貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地」で行うため、貸付けの相手方が非居住者であっても、貸付けた者の事務所等の所在地が国内であれば国内取引に該当する。



●理論テキスト 1-2

2-3 事業者が事業として行うもの

₹ポイント整理……

1 概要

法人においては、その行う行為はすべて「事業」に該当するため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定をする必要はない。

個人事業者においては、事業者の立場と消費者の立場の二面性があるため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定を行わなければならない。 (個人事業者の論点については、テキストNo.2で詳細に学習)

2 事業者が事業として行うもの

法人	事業活動を行う目的で設立されるものであるため、 その行う行為			
本	すべて「事業として」 に該当する。			
個上声光来	「事業者の立場」と「消費者の立場」の二面性があり、「事業者の			
個人事業者	立場」で行う行為のみが「事業として」 に該当する。			

3 付随行為 (令2③)

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。(詳細はテーマ 2-6 (P. 24) にて学習)

(1) 事業としての意義(基通5-1-1)

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

- (注)1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する行為は「事業として」には該当しない。
 - 2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全てが「事業として」に該当する。

(2) 個人事業者と給与所得者の区分(基通1-1-1)

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいうため、雇用契約に基づき、給与を対価として役務の提供を行う者は、事業者に該当しない。

留意点

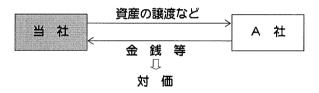
給与を対価とする役務の提供は不課税取引となる。

2-4 対価を得て行うもの

■ 対価を得て行うもの(基通5-1-2)

※ 「対価を得て行う」とは?

【図解】



対	(1) 保険金、共済金等 (基通5-2-4)
価	(2) 損害賠償金 (基通5-2-5)
性	(3) 立退料 (基通5-2-7)
の	(4) 配当金 (基通5-2-8)
な	(5) 寄附金・祝金・見舞金等 (基通5-2-14)
い	(6) 補助金・助成金等 (基通5-2-15)
取	(7) 保証金・権利金等(返還義務があるもの) (基通5-4-3)
31	(8) 収用に伴う収益補償金・移転補償金・経費補償金等(基通5-2-10)

(1) 損害賠償金(基通5-2-5)

課税の対象とならないもの	心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取
(=不課税取引)	る損害賠償金
対価性のあるもの	① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する損害賠償金② 無体財産権の侵害を受けたことにより収受する損害賠償金③ 不動産等の明渡し遅滞により収受する損害賠償金

記 例

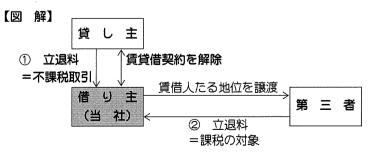
- ① 雑収入は、当課税期間中に賃貸借契約を解除したマンション(居住用)の賃借人Aがそのマンション明渡し期日から1月遅れて退去したため、当該Aから受け取った通常の家賃の1.5倍に相当する損害賠償金である。
- ② 雑収入は、甲社が店舗の賃借人Bと締結していた賃貸借契約を当該Bが中途解約する ことになったため、契約に基づき受け取った賃貸料相当額の解約金である。

多解 説

- ① マンションの賃借人Aから受け取った損害賠償金は、不動産の明渡し遅滞により受け 取るものであり、実質的に資産の貸付けの対価に該当するものであるため、課税の対象 となる。なお、居住用であるため非課税取引となる。
- ② 店舗の賃借人Bからの解約金は、建物の賃貸借契約の中途において解約された場合に受け取るものであり、賃貸料の逸失利益に対する補填であるため、不課税取引に該当する。

(2) 立退料 (基通5-2-7)

課税の対象とならないもの	建物等の賃借人が建物等の契約の解除に伴い賃貸人から
(=不課税取引)	収受する立退料
対価性のあるもの	建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡し た場合に収受する立退料



立退料は、上記の通達で明示しているように、原則として資産の譲渡等の対価に該当しないが、②の場合の立退料は、資産の譲渡等の対価に該当することになる。

(3) 借家保証金、権利金等(基通5-4-3)

建物又は土地等の賃貸借契約等の締結又は更改に当たって受ける保証金、権利金、敷金又は更改料(更新料を含む。)のうち返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、当該賃貸借契約の終了等に伴って返還することとされているものは、資産の譲渡等の対価に該当しない。

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	返還義務のあるもの
対価性のあるもの	返還義務のないもの

(4) 解約手数料等(基通5-5-2)

予約の取消し、変更等に伴って予約を受けていた事業者が収受するキャンセル料、解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、資産の譲渡等の対価に該当しないが、解約手数料、取消手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	予約の取消し、変更等に伴うキャンセル料、解約損害金 (例) 土地売買契約の破棄に伴い収受する違約金 宿泊旅館の予約変更に伴い収受する違約金
対価性のあるもの	上記の請求等に応ずる事務手数料(解約手数料、取消手
	数料、払戻手数料等)

(注)上記の対価が区分されずに一括授受されている場合は、全体が不課税取引とされる。

(5) 会費、組合費等、入会金(基通5-5-3、5-5-4)

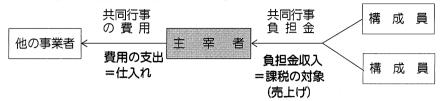
同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等、入会金(返還しないものに限る。)については、その同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定する。

(6) ゴルフクラブ等の入会金(基通5-5-5)

ゴルフクラブ、宿泊施設その他レジャー施設の利用又は一定の割引率で商品等を販売する など会員に対する役務の提供を目的とする事業者が会員等の資格を付与することと引換えに 収受する入会金(返還しないものに限る。)は、資産の譲渡等の対価に該当する。

(7) 共同行事に係る負担金等(基通5-5-7)

同業者団体等の構成員が共同して行う宣伝等(以下「共同行事」という。)に要した費用を賄うためにその共同行事の主宰者がその参加者から収受する負担金等については、その主宰者において資産の譲渡等の対価に該当する。



ただし、その共同行事のために要した費用の全額について、その共同行事への参加者ごとの負担割合が予め定められている場合において、その共同行事の主宰者が収受した負担金等について資産の譲渡等の対価とせず、その負担割合に応じて各参加者ごとにその共同行事を実施したものとして、その負担金等につき仮勘定として経理したときは、これを認める。

(8) 出向先事業者が支出する給与負担金(基通5-5-10)

出向先事業者が給与負担金を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金の額は、その出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱う。

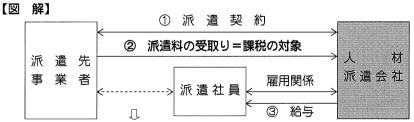
(注) この取扱いは、出向先事業者が実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合にも適用する。



出向先事業者と出向社員との間に雇用関係あり

(9) 労働者派遣に係る派遣料 (基通5-5-11)

派遣会社が派遣先から収受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する。



派遣先事業者と派遣社員との間に雇用関係なし

《派遣料と給与負担金》

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	給与、給与負担金(通勤手当等に該当する部分を除く。)
対価性のあるもの	労働者派遣に伴い収受する派遣料

2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

■ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

資産の譲渡	資産の譲渡とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させ
	ることをいう。ゆえに、権利の消滅又は価値の減少は、資産の譲渡には該
	当しない。
	(注) 資産の交換は、資産の譲渡に該当する。 (基通5-2-1)
資産の貸付け	資産の貸付けとは、賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者
	に貸付けたり、使用させる一切の行為をいい、資産に係る権利の設定も含
	まれる。 (法 2 ②)
役務の提供	役務の提供とは、請負契約、運送契約、寄託契約などに基づいて労務、
	便益などのサービスを提供することをいう。

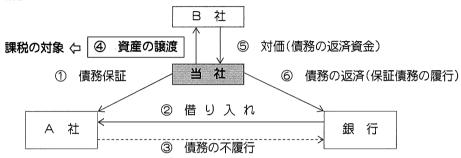
(1) 非居住者が行う取引(基通5-1-11)

非居住者が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であっても、それが事業として対価を得て行われるものであるときは、これらの行為は、資産の譲渡等に該当する。

(2) 保証債務等を履行するために行う資産の譲渡(基通5-2-2)

資産の譲渡は、その原因を問わない。したがって、他の者の債務の保証を履行するために行う資産の譲渡又は強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。

【図解】



A社の銀行からの借り入れについて当社が債務保証を行った場合に、A社が債務の履行を行わなかったときは、当社がA社の債務を弁済することになる。

②参考 強制換価手続

強制換価手続とは、租税法上、滞納処分、強制執行、担保権の実行として競売、企業担保権の実行手続及び破産手続きをいう。

この強制換価手続により、事業者の所有する資産が換価された場合には、事業者がその資産の譲渡を行ったものとして取り扱う。



(3) 会報、機関紙の発行(基通5-2-3)

同業者団体、組合等が対価を得て行う会報又は機関紙の発行は、資産の譲渡等に該当するが、会報等が同業者団体、組合等の通常の業務運営の一環として発行され、その構成員に配布される場合には、その構成員に対するその会報等の配布は、資産の譲渡等に該当しない。

(4) 自己株式の取扱い(基通5-2-9)

法人が自己株式を取得する場合(証券市場での買入れによる取得を除く。) における株主 から当該法人への株式の引渡し及び法人が自己株式を処分する場合における他の者への株式 の引渡しは、いずれも資産の譲渡等に該当しない。

2-6 資産の譲渡等の範囲

ポイント整理

1 **資産の譲渡等に類する行為**(法2①八、令2①)

- (1) 代物弁済による資産の譲渡
- (2) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (3) 金銭以外の資産の出資
- (4) 一定の信託をした場合における資産の移転等
- (5) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継(包括承継を除く。)
- (6) 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収

※ 資産の譲渡等に類する行為

消費税法は「対価を得て行われる」取引を資産の譲渡等に該当することとしており、対価性のない寄附、贈与のような取引は資産の譲渡等に該当しないこととしている。

しかし、一見すると対価性のない取引であっても、そこに何らかの反対給付があるものは、対価性を有する取引として、資産の譲渡等に含まれることとなる。この資産の譲渡等に含まれる行為が「資産の譲渡等に類する行為」であり、上記6つが挙げられる。

2 収 用(令2②)

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から補償金を 取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

3 付随行為(令2③)

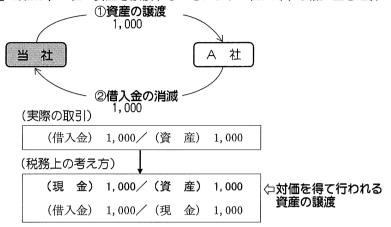
資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

1 資産の譲渡等に類する行為

(1) 代物弁済による資産の譲渡(→資産の譲渡) (法2①八)

代物弁済とは、借入金等の返済に物を充てる行為をいうが、税務上は「物を譲渡」した ことにより取得した金銭(対価)で借入金を返済したと考える。

【具体例】当社は、A社へ資産を譲渡することによりA社に対する借入金を返済した。



■ 代物弁済の意義 (基通5-1-4)

「代物弁済による資産の譲渡」とは、債務者が債権者の承諾を得て、約定されていた 弁済の手段に代えて他の給付をもって弁済する場合の資産の譲渡をいう。したがって、 例えば、いわゆる現物給与とされる現物による給付であっても、その現物の給付が給与 の支払に代えて行われるものではなく、単に現物を給付することとする場合のその現物 の給付は、代物弁済に該当しない。

(2) **負担付き贈与による資産の譲渡** (→資産の譲渡) (令 2 ①一)

①資産の贈与

負担付き贈与とは、相手先に負担を付けて物を贈与する行為(例:借金を肩代わりさせることを条件とする資産の贈与)をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭(対価)で借金を返済したと考える。

⇔対価を得て行われる資産の譲渡

【具体例】当社は、B社に対する借入金の返済を条件にA社へ資産を贈与した。

(借入金の返済を条件) A 社 **②借入金の返済**③借入金の消滅 B 社

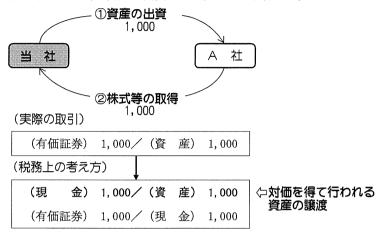
■ 負担付き贈与の意義(基通5-1-5)

負担付き贈与とは、その贈与に係る受贈者に一定の給付をする義務を負担させる資産 の贈与をいう。なお、事業者が他の事業者に対して行った広告宣伝用の資産の贈与は、 負担付き贈与には該当しない。

(3) 金銭以外の資産の出資(現物出資) (→資産の譲渡) (令2①二)

現物出資とは、現物を出資して株式を取得する行為をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭(対価)で株式を取得したと考える。

【具体例】当社は、A社に対し資産を出資してA社株式を取得した。



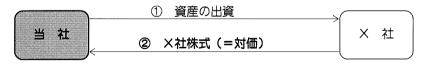
■ 金銭以外の資産の出資の範囲 (基通5-1-6)

「金銭以外の資産の出資」には、事後設立(金銭出資により設立した法人に金銭以外の資産を譲渡する形態により行われるもの)は含まれない。したがって、事後設立における金銭以外の資産の譲渡に係る対価の額は、その譲渡について現実に対価として収受し、又は収受すべき金額となる。

(二)研究 現物出資と事後設立

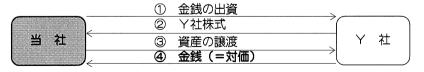
(1) 現物出資

金銭以外の資産により出資をすることをいう。



(2) 事後設立

新たな法人を設立するため金銭の出資をし、その新たな法人と会社法に掲げる行為 に係る契約を締結した場合におけるその契約に基づく金銭以外の資産の譲渡をいう。



②参考 事業承継と課税の対象

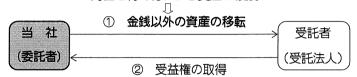
		消費税法上の取り扱い
相	続	包括承継のため、不課税取引
合 併	吸収合併	包括承継のため、不課税取引
□ 1#T	17.1	包括承継のため、不課税取引
分割等	新設分割	包括承継のため、不課税取引
	現物出資	資産の譲渡等に類する行為に該当し、課税の対象
	事後設立	資産の譲渡に該当し、課税の対象
吸 収	分 割	包括承継のため、不課税取引

(4) 一定の信託をした場合における資産の移転等(→資産の譲渡) (令2①三)

特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転は、委託者による信託資産の管理及び処分権の売却と考え、資産の譲渡に含める。

【具体例】当社は、法人課税信託を設定し、その受益権を取得した。

対価を得て行われる資産の譲渡



■ 信託行為に基づき財産を受託者に移転する行為等(基通4-2-1)

受益者等課税信託においては、次の移転は資産の譲渡等には該当しない。

- ① 信託行為に基づき、その信託の委託者から受託者へ信託する資産の移転
- ② 信託の終了に伴う、その信託の受託者から受益者又は委託者への残余財産の給付としての移転
 - (注) 事業者が事業として行う上記(4)に定める行為は、資産の譲渡等に該当する。

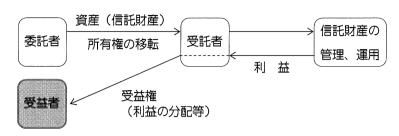
《信託行為に基づく資産の移転》

資産の譲渡等とならないもの (=不課税取引)	下記以外の信託
資産の譲渡等となるもの	特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託

②参考信託

信託とは、委託者が受託者に対し、財産権の移転その他の処分をし、受託者が信託目的 に従って、受益者のために信託財産の管理、処分等をすることをいう。

なお、信託行為により受益者として定められた者は、受益権を有する。



① 受益者等課税信託

土地信託などの信託については、名目上、信託財産の所有権は受託者に移転するが、その受託者ではなく、受益者がその信託財産を所有しているものと考える。そこで、その受益者が資産の譲渡等及び課税仕入れ等を行ったものとみなして、消費税法が適用される(法14、テーマ7-1 (P. 106)にて学習予定)。

受益者等課税信託においては、信託行為及び信託の終了に伴う資産(所有権)の移転は、資産の譲渡等に該当しないが、下記②③の信託に係る信託の設定は、資産の譲渡等に類する行為として、資産の譲渡等となる(基通4-2-1)。

② 特定受益証券発行信託(法法2二十九ハ)

特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託のうち、利益留保割合が2.5%以下であることその他一定の要件を満たすものをいう。

特定受益証券発行信託の委託者が信託資産を移転した場合における、その発行される 受益権(受益証券)は、有価証券に含まれ、その細分化された受益権(受益証券)の流 通が可能となる。したがって、信託の設定に伴う資産の移転を委託者による資産の売却 と考え、これを資産の譲渡等に含めて取り扱う。

③ 法人課税信託(法法2二十九の二)

法人課税信託とは、次の信託をいう。

- イ 受益証券発行信託(②に該当する信託を除く。)
- ロ 受益者等が存しない信託
- ハ 一定の課税回避を目的とした信託
- ニ 証券投資信託等以外の一定の投資信託
- ホ 特定目的信託

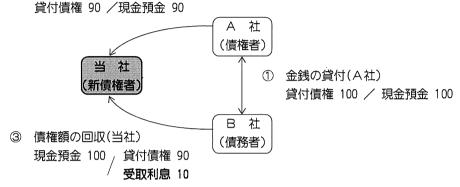
法人課税信託の委託者が信託資産を移転した場合には、その資産の移転は受託者(受託法人)に対する出資があったものとみなすこととなる。また、受益権は株式又は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれる。

したがって、現物出資があった場合と同様に、これを資産の譲渡等に含めて取り扱う。 (ただし、受益者等が存しない信託を除く。) (5) **貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継(包括承継を除く。)**(→資産の貸付け) (令2①四)

第三者が、当初の債権者から貸付金その他の金銭債権を譲り受ける行為は、利子を対価とする金銭の貸付けに該当する。

【具体例】当社は、A社がB社に対して有していた貸付債権(債権金額100)を90で購入 し、B社から100の弁済を受けた。

② A社の貸付債権の譲受け(当社) 今対価を得て行われる資産の貸付け

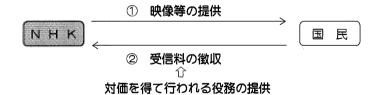


- ※ 当社はB社に対して資産の譲渡等は行っていないが、当社はA社から債権を譲受けることにより、B社に対して貸付債権を有することとなる。この場合に、A社がB社に対して有していた貸付債権と実態は変わらないため、資産の譲渡等に含めている。
- ※ 「包括承継を除く」とは?

相続や合併による包括承継(一切の権利義務を一括して承継すること)は、当然に債権者としての地位を承継することとなるので、資産の譲渡等に含まれない。

(6) 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収 (→役務の提供) (令 2 ①五)

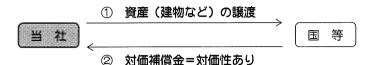
NHKによる「映像などの提供」に係る受信料を対価の範囲に含めるというものである。



2 収用

収用とは、道路建設等の公共事業を円滑に行うために、土地収用法等の規定により、国や 地方公共団体等が半強制的に土地や建物等を買収することをいう。

本来、補償金は対価性のない収入として不課税取引に該当するが、土地や建物の譲渡の見返りとして収受する対価補償金は対価性があるものとして取り扱う。



■ 対価補償金等(基通5-2-10)

資産の譲渡等となる補償金とは、いわゆる対価補償金のみを指すのであるから、収益補償金、移転補償金、経費補償金等は資産の譲渡等の対価に含まれない。

《補償金の具体例》

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	収益補償金、	経費補償金、	移転補償金等
対価性のあるもの	対価補償金		

- ① 対価補償金→資産(建物など)の譲渡対価として交付されるもの
- ② 収益補償金→減少する収益等を補填するために交付されるもの
- ③ 移転補償金→移転に要する費用を補填するために交付されるもの
- ④ 経費補償金→休廃業等により生ずる事業上の費用又は収用等の目的となった資産以外 の資産の損失の補填に充てるために交付されるもの

3 付随行為(基通5-1-7)

個人事業者の場合には、「〇〇業を営んでいる」といったときの〇〇業が、「事業として」 に該当するのであるが、例えば、事業活動の一環として又はこれに関連して行われる次に掲 げるようなものも「事業として」に含まれることになる。

- (1) 職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者に該当するものが対価を得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供
- (2) 職業運動家、作家等で事業者に該当するものが対価を得て行う催物への参加又はラジオ 放送若しくはテレビ放送等に係る出演その他これらに類するもののための役務の提供
- (3) 事業の用に供している建物、機械等の売却
- (4) 利子を対価とする事業資金の預入れ
- (5) 事業の遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭等の貸付け
- (6) 新聞販売店における折込広告
- (7) 浴場業、飲食業等における広告の掲示

(②) 参 考 先物取引に係る資産の譲渡等の時期(基通9-1-24)

商品の先物取引を行った場合で、一定の期日までに反対売買することにより差金の授受によって決済したときは、その先物取引は資産の引渡しを伴わない取引であるから資産の譲渡等には該当しない。ただし、現物の引渡しを行う場合には、その引渡しを行う日に資産の譲渡等が行われたことになる。

2-7 みなし譲渡

ポイント整理

1 概要

課税の対象の4要件をすべて満たした場合に「課税の対象」となるわけであるが、その 4要件を満たさずに課税の対象となるものがある。これを「みなし譲渡」という。

みなし譲渡は、4要件を満たしていないが、消費税法上、「事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」と規定されていることから課税の対象となる。

2 みなし譲渡(法4④)

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

個人事業者	個人事業者の 家事消費等	
法人	法人の その社の役員 に対する資産の 贈与	_

- ※ その他注意点
- (1) 自社使用等(基通5-2-12) 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費又は使用する行為は、資産の譲渡に該当しない。
- (2) 役員に対する無償譲渡等(基通5-3-5) みなし譲渡は、その役員に資産を無償で譲渡した場合をいい、無償貸付け、無償による 役務の提供は、みなし譲渡とはならない。

テーマ 3 輸入取引の課税の対象

項目及び内容	参照条文	重要度
3-1 課税の対象の概要		A
1 輸入取引の課税の対象	法4②	***
2 みなし引取り	法4⑤、令7	☆

3-1 課税の対象の概要

┏┛ポイント整理……

1 輸入取引の課税の対象(法4②)

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

※ 保税地域(法2①二) 関税法に規定する保税地域をいう。

※ 外国貨物(法2①十)

輸出の場合	輸出の許可を受けた貨物をいう。
輸入の場合	外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

※ 無償による貨物の輸入等(基通5-6-2)

保税地域から引き取られる外国貨物については、国内において事業者が行った資産の譲渡等の場合のように、「事業として対価を得て行われる」ものには限られない。したがって、保税地域から引き取られる外国貨物に係る対価が無償の場合又は保税地域からの外国貨物の引取りが事業として行われるものではない場合のいずれについても課税の対象となる。

2 みなし引取り(法4⑤、令7)

	保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、そ				
保税地域からの引取りと みなず場合	の消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を				
	保税地域から引き取るものとみなす。				
	(1) その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用				
	された場合				
保税地域からの引取り	(2) 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本をそ				
とみなさない場合	の検査のために消費又は使用する場合				
	(3) 食品衛生法等の規定により権限のある公務員が収去した外国				
	貨物をその権限に基づいて消費又は使用する場合				

※ 保税地域において外国貨物が亡失又は滅失した場合(基通5-6-4) 保税地域にある外国貨物が災害等により亡失又は滅失した場合には、みなし引取りの 規定は適用されない。

◯理論テキスト 1 − 1

テーマ 4 国内取引の非課税

	項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
4 — 1	国内取引の非課税	1	
1	概要		
2	国内取引の非課税	法6①、別表第一	***
4-2	土地等の譲渡及び貸付け	別表第一、一	***
4 – 3	有価証券等の譲渡	別表第一、二	***
4 – 4	利子を対価とする金銭の貸付け等	別表第一、三	ተ ተ
4 – 5	資産の譲渡で一定のもの	別表第一、四	**
4 – 6	役務の提供で一定のもの	別表第一、五	**
4 – 7	社会保険医療に係る資産の譲渡等	別表第一、六	☆☆
4 – 8	社会福祉事業等としての資産の譲渡等	別表第一、七	☆
4 – 9	助産に係る資産の譲渡等	別表第一、八	☆
4-10	埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供	別表第一、九	☆
4-11	身体障害者用物品の譲渡、貸付け等	別表第一、十	☆☆
4 —12	一定の教育として行う役務の提供	別表第一、十一	☆
4 - 13	教科用図書の譲渡	別表第一、十二	☆
4-14	住宅の貸付け	別表第一、十三	☆☆

4-1 国内取引の非課税

█ ポイント整理

1 概要

消費税は、消費に対し負担を求める性格の税であることから、土地に係る取引 (譲渡、貸付け) や、金融、証券、保険等の金融取引などには課税しないこととしている。

また、低所得者や社会的弱者の税負担を軽くするため政策的見地から医療、福祉、教育の三分野に非課税となるものを設けている。

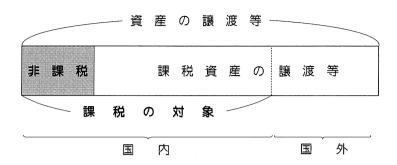
2 国内取引の非課税 (法6①、別表第一)

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには消費税を課さない。

《別表第一》

		1	土地等の譲渡及び貸付け
		2	有価証券等の譲渡
非	税の性格から	` 3	利子を対価とする金銭の貸付け等
	課税することに	4	郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡
課	なじまないもの	5	物品切手等の譲渡
		6	行政手数料等
税		7	外国為替業務に係る役務の提供
		8	社会保険医療等
取		9	社会福祉事業等
	社会政策的な配慮	10	助産に係る資産の譲渡等
31		11	埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供
	に基づくもの	12	身体障害者用物品の譲渡等
		13	学校等の教育に関する役務の提供
		14	教科用図書の譲渡
		15	住宅の貸付け

■ 非課税

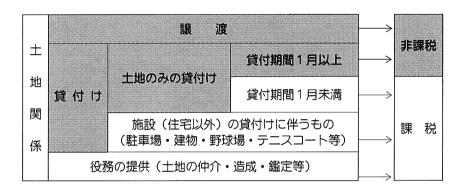


4-2 土地等の譲渡及び貸付け

┏ ポイント整理 ⋅

非課税項目(別表第一、一)

土地 (土地の上に存する権利を含む。)の譲渡及び貸付け (貸付期間が1月未満の場合及 び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。)



(1) 土地の上に存する権利 (基通6-1-2)

地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権及び土地を目的物とした抵当権は、これに含まれない。

, 地 上 権……他人の土地において工作物等を所有するため、その土地を使用する権利

地 役 権……自己の土地の便益のために、他人の土地を使用する権利

※ √ 永 小 作 権……耕作のために小作料を支払って他人の土地を使用する権利

鉱 業 権……鉱産物を採取する権利

温泉利用権……温泉を汲み上げる権利

抵 当 権……被担保債権の弁済に関する権利

(2) 借地権に係る更新料、名義書換料(基通6-1-3)

借地権に係る更新料(更改料を含む。)又は名義書換料は、土地の上に存する権利の設定 若しくは譲渡又は土地の貸付けの対価に該当する。

非課税となる場合	借地権に係る更新料、名義書換料
非課税とならない場合 (=課税取引)	更新手数料

(3) 土地の貸付期間の判定(基通6-1-4)

土地の貸付けから除外される「貸付期間が1月未満の場合」とは、**契約による貸付期間**が 1月に満たない場合を指す。

(4) 土地付建物等の貸付け(基通6-1-5)

次に掲げる場合には、土地の貸付けから除かれ、その土地を含めた全体をその施設の利用 (貸付け)として考える。

- ① 野球場・プール・テニスコート・駐車場等の貸付け
- ② 区分収受の地代

建物の貸付け等に伴って家賃を事業者が建物分と土地分に区分して収受している場合に おいても、それらは全て建物に係る家賃として取り扱う。

【図解】 土地付建物の貸付け



※ 非課税となる土地の貸付けから除かれる

(5) 公有水面使用料、道路占用料、河川占用料(基通6-1-7)

国又は地方公共団体等がその有する海浜地、道路又は河川敷地(地上及び地下を含む。)の使用許可に基づき収受する公有水面使用料、道路占用料又は河川占用料は、いずれも土地の貸付けに係る対価に該当するものとして取り扱う。

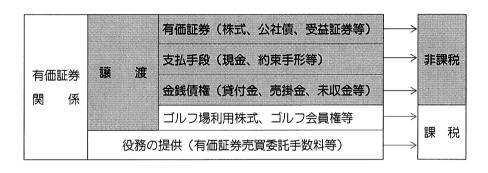
(電力会社の電柱の敷設に係る賃貸料など)

4-3 有価証券等の譲渡

☑ ポイント整理…

非課税項目(別表第一、二)

有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。)、支払手段(収集品及び販売用のものを除く。) その他これらに類するものの譲渡



(1) 有価証券(基通6-2-1(1))

- ① 国債証券、地方債証券、社債券、株券、新株予約権証券など
- ② 投資信託、貸付信託、特定目的信託等の受益証券
- ③ 受益証券発行信託の受益証券
- ④ コマーシャルペーパー (CP)
- ⑤ 抵当証券
- ⑥ 外国倩、海外CP等
- ⑦ オプションを表示する証券又は証書
- ⑧ 外国法人発行の譲渡性預金証書(CD)
 - ※ 抵当証券……土地、建物等の抵当権付き貸付債権を証券化したもの

(2) 有価証券に類するもの(基通6-2-1(2))

- ① 有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの
- ② 合名会社、合資会社、合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その 他法人の出資者の持分
- ③ 株主又は投資主となる権利等
- ④ 貸付金、預金(国内譲渡性預金証書(CD)を含む。)、売掛金等の金銭債権

(3) 船荷証券等(基通6-2-2)

船荷証券、貨物引換証、倉庫証券や株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権等は、有 価証券等に含まれない。

※ 船 荷 証 券 貨物引換証…運送荷物の引換証

倉庫証券……倉庫業者が物品の保管を委託している者の求めに応じて発行する証券

(4) 支払手段(基通6-2-3)

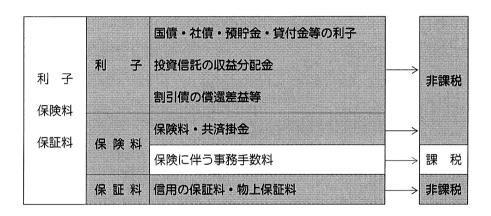
- ① 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- ② 小切手(旅行小切手を含む。)、為替手形及び信用状(L/C)
- ③ 約束手形
- ④ ①~③に類するもので、支払のために使用することができるもの

4-4 利子を対価とする金銭の貸付け等

ポイント整理・

非課税項目(別表第一、三)

利子を対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に 係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供その他これらに 類するもの



(1) 利子を対価とする貸付金等(基通6-3-1)

利子を対価とする貸付金等には、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が該当する。

- ① **国債、地方債、社債、**新株予約権付社債、投資法人債券、**貸付金、預金等の利子**
- ② 信用の保証料
- ③ 合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託の信託報酬
- ④ 保険料 (厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く。)
- ⑤ 集団投資信託(合同運用信託、証券投資信託等)等の収益分配金
- ⑥ 相互掛金又は定期積金の給付補填金及び無尽契約の掛金差益
- ⑦ 抵当証券(これに類する外国の証券を含む。)の利息
- ⑧ 割引債(利付債を含む。)の償還差益
- ⑨ 手形の割引料
- ⑩ 金銭債権の買取又は立替払に係る差益
- 割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせんの手数料(※)
- ② 割賦販売等に準ずる方法により資産の譲渡等を行う場合の利子又は保証料相当額(※)
- ③ 有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。)の賃貸料
- ⑭ 物上保証料
- 15 共済掛金
- ⑩ 動産又は不動産の貸付けを行う信託で、貸付期間の終了時に未償却残額で譲渡する旨の 特約が付せられたものの利子又は保険料相当額(※)
- ⑰ リース取引でその契約に係るリース料のうち、利子又は保険料相当額(※)
 - (※) 契約においてその額が明示されている部分に限る。

(2) 保険代理店報酬等 (基通6-3-2)

保険代理店が収受する役務の提供に係る代理店手数料又は保険会社等の委託を受けて行う 損害調査又は鑑定等の役務の提供に係る手数料は、課税資産の譲渡等の対価に該当する。

(3) 償還有価証券に係る償還差益(基通6-3-2の2)

償還差益を対価とする国債等の取得は非課税となるが、その国債等が償還有価証券に該当する場合の償還差益には、その償還有価証券を取得した日の属する事業年度から償還の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度における法人の所得の金額の計算において、益金の額に算入した同項の調整差益の全てが含まれる。

(4) 前渡金等の利子(基通6-3-5)

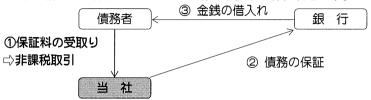
前渡金等に係る利子のようにその経済的実質が貸付金であるものに係る利子は、利子を対価とする資産の貸付けに該当する。

考 利子を対価とする貸付金等

1 信用保証料と物上保証料

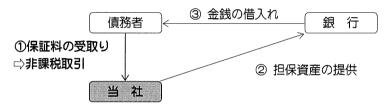
(1) 信用保証料

他の者の借入金の保証人となることに伴い収受する保証料をいう。



(2) 物上保証料

他の者の金銭等の借入れに伴い、担保資産を代わりに提供することにより収受する保証 料をいう。



2 合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託の信託報酬

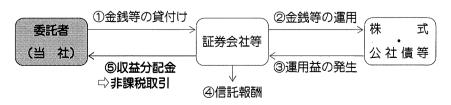
信託報酬は、信託財産の運用・管理を行う者が受け取る手数料であることから基本的には 課税取引となる。しかし、合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託におい て、受託者が受け取る信託報酬は利息と同じ性質であることから非課税となる。



(信託財産の運用・管理を行う者が受け取る手数料)

3 集団投資信託等

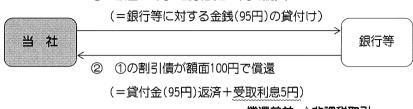
証券会社等が委託者から預かった金銭等を株式や公社債に運用するシステムをいう。



4 割引債の償還差益

割引債とは、債券を額面金額よりあらかじめ低い価額で発行し、満期償還時に債券購入者に対し額面金額を返還するものであり、実質的には、発行価額(=債券購入者の購入価額)と額面金額との差額(=償還差益)が割引債に係る利息となる。

① 額面100円の割引債を95円で購入

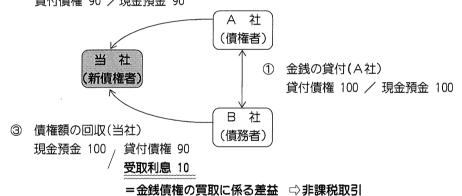


=償還差益 ⇒非課税取引

5 金銭債権の買取差益

【具体例】当社は、A社がB社に対して有していた貸付債権(債権金額100)を90で購入し、B社から100の弁済を受けた。

② A社の貸付債権の譲受け(当社) (二対価を得て行われる資産の貸付け 貸付債権 90 /現金預金 90



-45-

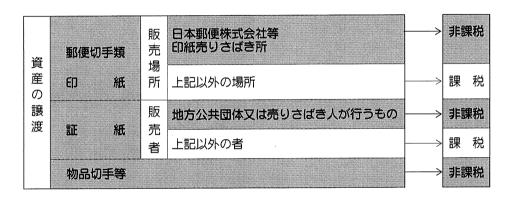
4-5 資産の譲渡で一定のもの

ポイント整理・

非課税項目(別表第一、四)

次の資産の譲渡

- (1) 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類又は印紙の譲渡
- (2) 地方公共団体等が行う証紙の譲渡
- (3) 物品切手等の譲渡



4-6 役務の提供で一定のもの

▶ ポイント整理……

非課税項目(別表第一、五イ~二)

次の役務の提供

- (1) 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
- (2) 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
- (3) 外国為替業務に係るもの

1 資産の譲渡で一定のもの

(1) 証紙とは

証紙とは、代金の支払いを証明するために、書類等に貼付する紙をいう。

(例) パスポート(旅券)取得申請する際に、申請書類に貼付する手数料相当額の収入証紙

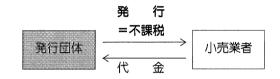
(2) 物品切手等(基通6-4-3、6-4-4)

「物品切手等」とは、例えば、商品券、ビール券、旅行券、いわゆるプリペイドカード (図書カード、テレホンカードなど) その他これらに類するもののように物品の給付若し くは貸付け又は特定の役務の提供に係る給付請求権を表彰する証書をいう。

(3) 物品切手等の発行(基通6-4-5)

事業者が、物品切手等を発行し、交付した場合において、その交付に係る相手先から収 受する金品は、資産の譲渡等の対価に該当しない。

【図 解】 物品切手等の発行



2 役務の提供で一定のもの

(1) 非課税となる行政手数料等の範囲等(基通6-5-1)

① 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う登記、登録、許可、 指定、検査、証明等の事務の手数料等で、その徴収について法令に根拠があるもの

(住民票等の発行手数料、建物建築確認申請手数料など)

- ② 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う登録等の手数料等で、その徴収について法令に根拠がないもので一定のもの(弁護士等の登録手数料など)
- ③ 国又は地方公共団体が法令に基づき行う他の者の徴収すべき料金、賦課金等の滞納処分について、法令に基づき他の者から徴収する手数料等
- ④ 独立行政法人等が徴収する一定の手数料等

(2) 非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供の範囲(基通6-5-3)

- ① 外国為替取引
- ② 対外支払手段(信用状、旅行小切手)の発行
- ③ 対外支払手段の売買又は債権の売買

4-7 社会保険医療に係る資産の譲渡等

ポイント整理…	

非課税項目(別表第一、六)

健康保険法等に基づく資産の譲渡等

4-8 社会福祉事業等としての資産の譲渡等

┏┛ポイント整理 ┈┈

非課税項目(別表第一、七)

次の資産の譲渡等

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス及び施設サービス等
- (2) 社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等(生産活動に基づくものを除く。)

1 社会保険医療に係る資産の譲渡等

■ 医薬品・医療用具の販売(基通6-6-2)

医療品又は医療用具の給付で、健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等は非課税となるが、これらの療養等に該当しない医薬品の販売又は医療用具の販売等は課税資産の譲渡等に該当する。

全型電点

社会保険医療等以外の自由診療(健康診断料、人間ドック費用、差額ベッド代、 美容整形等)や、社会保険診療以外の医薬品・医療用具の販売等は、課税取引に該 当する。

2 社会福祉事業等としての資産の譲渡等

(1) 介護サービスの範囲(基通6-7-2)

介護保険法の規定により要介護被保険者に対して支給される介護サービス費に係る部分のみが非課税となるわけではなく、同法に規定する居宅サービス及び施設サービスとして 提供されるサービスの全部が非課税に該当することとなる。

(2) 福祉用具の取扱い(基通6-7-3)

居宅要介護者等が福祉用具の貸与を受け又は購入した場合に、その貸与又は購入に要した費用の一部が介護保険により支給される場合であっても、その福祉用具の貸付け又は譲渡は原則的に非課税とはならないが、その福祉用具が「身体障害者用物品」に該当する場合には非課税となる。

(3) 生産活動等の意義 (基通6-7-6)

① 生産活動が行われる事業

身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者に対して、 就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、その自立を助長 し、自活させることを目的とする一定の事業等をいう。

② 生産活動に基づくもの

生産活動が行われる事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、非課税とはならず、 課税される。

4	- 9	助產	に係	る資	産の	譲渡等
---	------------	----	----	----	----	-----

	ポイン	/卜整理				
	非課稅	項目 (別表第一、	八)			
	医師等	こよる助産に係る資 	F産の譲渡等 			
4	-10	埋菱料、	火葬料を	が価とす	る役割	をの提供
		· ト整理·········	7(7)11			<u> </u>
	非課稅	沒項目 (別表第一、	九)			
	埋葬料ス	又は火葬料を対価と	する役務の提供			
4	-11	身体障	害者用物	品の譲渡	**************************************	付け等
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	非課稅	項目(別表第一、	+)			
	身体障害	害者用物品の譲渡、	貸付けその他の資	産の譲渡等		
		•••••				

1 助産に係る資産の譲渡等

■ 妊娠中及び出産後の入院に係る差額ベッド料等の取扱い(基通6-8-3)

妊娠中の入院及び出産後の入院における差額ベッド料及び特別給食費並びに大学病院等の初診料についても全額が非課税となる。

2 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供

埋葬料、火葬料のみが非課税となり、墓石、葬式、葬儀の費用、花輪代及び生花代は課税 取引となる。

3 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等

(1) 部分品の取扱い(基通6-10-2)

身体障害者用物品の部分品については、身体障害者用物品には該当しない。

(2) 改造の取扱い(基通6-10-3)

身体障害者用物品以外の物品を身体障害者用物品に改造する行為は、身体障害者用物品の製作の請負として非課税となる。

③参考 身体障害者用物品の範囲等(令14の4①②)

① 身体障害者用物品の範囲

非課税対象となる身体障害者用物品とは、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。

- ② 非課税対象となる資産の譲渡等の範囲
 - イ 身体障害者用物品の譲渡
 - ロ 身体障害者用物品の貸付け
 - ハ 身体障害者用物品の製作の請負
 - ニ 身体障害者用物品の修理で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

4-12 一定の教育として行う役務の提供

ポイント整理
非課税項目 (別表第一、十一)
学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
-13 教科用図書の譲渡
ポイント整理····································
非課税項目 (別表第一、十二)
学校教育法に規定する教科用図書の譲渡

1 一定の教育として行う役務の提供

- (1) 教育として行う役務の提供の範囲(令14の5)
 - ① 授業料
 - ② 入学金・入園料
 - ③ 施設設備費
 - ④ 入学検定料·入園検定料
 - ⑤ 在学証明書・成績証明書等の手数料
- (2) 学校教育関係の非課税範囲(基通6-11-1)

教育関係の非課税範囲は、次の役務の提供のうち上記(1)を対価とするものである。

- ① 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学等における教育
- ② 学校教育法に規定する専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程における教育
- ③ 学校教育法に規定する各種学校における教育(修業期間が1年以上であることその他 一定の要件に該当するものに限る。)
 - (注) 予備校、算盤塾等における教育は非課税とはならない。
- ④ 独立行政法人水産大学校等を設置する者がその施設における教育(職業訓練を含む。) として行う役務の提供で一定のもの

2 教科用図書の譲渡

(1) 教科用図書の供給手数料の取扱い(基通6-12-2)

教科用図書の供給業者等が、教科用図書の配送等の対価として収受する手数料について は、非課税とはならない。

(2) 補助教材の取扱い(基通6-12-3)

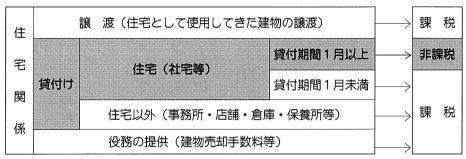
参考書又は問題集等で学校における教育を補助するためのいわゆる補助教材の譲渡については、その補助教材を学校が指定した場合であっても非課税とはならない。

4-14 住宅の貸付け

☑ ポイント整理 ……

非課税項目(別表第一、十三)

住宅の貸付け(契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るものと し、貸付期間が1月未満の場合等を除く。)



(注) 居住用であるか否かは、契約書上の様態により判断する。

(1) 住宅の貸付けから除外される場合(令16の2)

次の場合には、住宅の貸付けから除外され、課税取引となる。

- ① 住宅の契約による貸付期間が1月未満である場合
- ② 当該貸付けが旅館業法第2条第1項に規定する旅館、ホテル、貸別荘、ウィークリーマンション、リゾートマンション等の貸付けである場合

(2) 転貸する場合の取扱い(社宅) (基通6-13-7)

社宅については、「社員への貸付け」及び「法人が家主から借上げた場合」も非課税である。

【図解】社宅の貸付け



(3) 共益費等(基通6-13-9、10-1-14)

共益費とは、アパート、共同住宅などの共用部分(外灯、階段、廊下など)の維持のため 各世帯ごとに拠出する費用をいう。「家賃」には、月決め等の家賃のほか、敷金、保証金、 一時金等のうち返還しない部分及び共益費も含まれる。建物等の貸付けに伴う共益費、権利 金、更新料等については、原則として家賃と同様に取り扱う。

非課税となる場合	住宅の貸付けに係る共益費
非課税とならない場合 (=課税取引)	住宅以外の貸付けに係る共益費

(4) 駐車場付き住宅の貸付け(基通6-13-3)

次の場合には、駐車場付き住宅としてその全体が住宅の貸付けとされ、非課税となる。

- ① 一戸建住宅に係る駐車場の場合
- ② 集合住宅に係る駐車場で入居者について1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられる等の場合

なお、上記①②について住宅の貸付けに付随すると認められる駐車場の貸付けであっても、 住宅の貸付けの対価とは別に駐車場使用料等を収受している場合の、その駐車場使用料は課 税取引となる。

(5) 旅館業に該当するものの範囲 (基通6-13-4)

住宅の貸付けから除外される、旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業には、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業等が該当する。

したがって、ホテル、旅館のほか同法の適用を受けるリゾートマンション、貸別荘等は、 たとえこれらの施設の利用期間が1月以上となる場合であっても非課税とはならない。

なお、貸家業及び貸間業 (学生等に部屋等を提供して生活させるいわゆる「下宿」と称するものを含む。) については、旅館業には該当しない。

(6) 用途変更の場合の取扱い(基通6-13-8)

貸付けに係る契約において住宅として貸し付けられた建物について、契約当事者間で住宅 以外の用途に変更することについて契約変更した場合には、契約変更後のその建物の貸付け は、課税資産の譲渡等に該当することとなる。

(注)貸付けに係る契約において住宅として借り受けている建物を賃借人が賃貸人との契約変 更を行わずに、その賃借人において事業の用に供したとしても、その建物の借受けは、そ の賃借人の課税仕入れに該当しない。

一設 例

[問1]

(1) マンション等の賃貸に係る収入 845,393,000円 マンションは、すべて住宅用であり、貸付期間は1ヶ月以上となっている。 収入の内訳は次のとおりである。

区		分	入居者本人との契約	社宅として使用する法人との契約
家		賃	598,021,000円	148, 197, 000円
共	益	費	52, 927, 000円	20,008,000円
駐車場賃貸料		資料	26, 240, 000円	

なお、共益費は共有スペースの清掃費及び水道光熱費に充てるためのものであり、 駐車場賃貸料はマンションの居住者との間でマンションとは別個に契約しているマン ションの隣接地にある月極め駐車場の賃貸に係るものである。

(平成14年度本試験問題)

[問2]

(1) 「住宅マンション」に係る家賃収入(共益費を含む。以下同じ。) 10,294,000円 このうちには、賃貸借契約上用途を住宅用と定めているにもかかわらず、実際には 甲社に無断で事務所用として使用していた入居者Aからその使用していた期間について収受したもの700,000円と事務所用としてその契約を変更(当課税期間の2月1日)した同日以後の期間について収受したもの160,000円とが含まれているが、その 他はすべて一般の居住用マンションに係るものである。

(平成18年度本試験問題)



[問1] 排 845, 393, 000円-26, 240, 000円 課 26, 240, 000円

- ・共益費は家賃と同様に取り扱うため、非課税取引に該当する。
- ・駐車場賃貸料は非課税とはならず、課税取引に該当する。

[問2] 排 10,294,000円-160,000円 課 160,000円

住宅として借り受けている建物を契約変更を行わずにその賃借人において事業の用に 供したとしても、契約変更後の建物の貸付けのみが課税取引に該当する。

したがって、家賃収入のうち契約変更後の賃貸料(160,000円)のみが課税取引に該当し、これ以外(10,294,000円-160,000円=10,134,000円)は非課税取引に該当する。

テーマ 5

輸入取引の非課税

項目及び内容	参照条文	重要度
5-1 輸入取引の非課税	法6②、 別表第二	☆

5-1 輸入取引の非課税

| ポイント整理

■ **輸入取引の非課税** (法6②、別表第二)

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない。

《別表第二》

"\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-"			
	(1)	有価証券等		
非	(2)	郵便切引	E類	
課	(3)	印	紙	
税	(4)	証	紙	
貨	(5)	物品切手等		
物	(6)	身体障害者用物品		
	(7)	教科用図書		

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ 問題1~10

問題編

※ 解答にあたっては、当課税期間(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れについての税率は、すべて8%(消費税6.3%、地方消費税1.7%)を適用するものとする。

また、制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安としてください。

問題1 国内取引の判定・その1

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。なお、外国法人については特に指示があるものを除き、国内に支店等を有していないものとする。

- (1) 外国法人が所有する日本にある土地を内国法人に譲渡した。
- (2) 内国法人が所有するハワイにある土地を外国法人に譲渡した。
- (3) 外国法人が所有するハワイにある土地を内国法人に譲渡した。
- (4) 内国法人が、日本にある商品を外国法人に譲渡した。
- (5) 外国法人が、ニューヨークにある商品を内国法人に譲渡した。
- (6) 内国法人が、日本にある建物を内国法人に貸し付けた。
- (7) 内国法人が、ハワイにある建物を内国法人に貸し付けた。
- (8) 内国法人(運送会社)が、アメリカから中国へ荷物を輸送した。
- (9) 外国法人(運送会社)が、フィリピンから日本へ荷物を輸送した。
- (10) 内国法人(電話会社)が、日本から香港の外国法人への国際電話に係る料金を収受した。
- (11) 外国法人(電話会社)が、ニューヨークから内国法人への国際電話に係る料金を収受した。
- (12) 内国法人が、国内で製造した製品を国内において他の事業者に販売した。
- (13) 内国法人が、国内で製造した製品を海外の事業者に輸出販売した。
- (14) 内国法人が、国内で製造した製品を海外支店において販売した。
- (15) 内国法人が、所有する特許権(日本とドイツで登録している)を他の内国法人に貸し付けた。
- (16) 外国法人が、所有する特許権 (アメリカで登録している) を内国法人に貸し付けた。
- (17) 外国法人が、所有する特許権(日本とドイツで登録している)を内国法人に貸し付けた。
- (18) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国内において広告宣伝(国内の雑誌に広告を掲載)を行った。
- (19) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国外において広告宣伝(国外の雑誌に広告を掲載)を行った。
- (20) 内国法人が、外国法人からの依頼に基づき国内において広告宣伝(国内の雑誌に広告を掲載) を行った。
- (21) 内国法人が、外国法人からの依頼に基づき国外において広告宣伝(国外の雑誌に広告を掲載)を行った。
- (22) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国内の経済情勢に関する情報の提供を行った。
- (23) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国外の経済情勢に関する情報の提供を行った。
- (24) 外国法人が、内国法人からの依頼に基づき国外の経済情勢に関する情報の提供を行った。
- (25) 内国法人が、外国法人に対して金銭を貸し付けた。
- (26) 外国法人が、内国法人に対して金銭を貸し付けた。

問題2 国内取引の判定・その2

内国法人である甲株式会社(以下「甲社」という。)は当課税期間において次の取引を行っているが、次の取引のうち国内取引となるものに〇、ならないものに×を付しなさい。

なお、下記の外国法人については、国内に支店等は有していないものとする。

- (1) 甲社は、自己の所有する商標権を外国法人に貸し付けた。 なお、この商標権は日本、アメリカの両国において登録されている。
- (2) 甲社は、外国法人が所有する特許権を譲り受けた。 なお、この特許権はアメリカにおいて登録されている。
- (3) 甲社は、海外の契約工場で製造した製品を国内に搬入せずに海外において譲渡した。
- (4) 甲社は、自社が開発したノウハウを外国法人に貸し付けた。
- (5) 甲社は、外国法人が開発したノウハウを借り受けた。
- (6) 甲社は、外国法人に金銭を貸し付けた。 なお、この貸付けに係る契約の締結はすべて甲社の国内財務部において行っている。
- (7) 甲社は、外国法人から金銭を借り受けた。 なお、この借受けに係る契約の締結はすべて外国法人の本社財務部において行っている。
- (8) 甲社は、他の内国法人に対して有する債権(貸付金)を外国法人に譲渡した。
- (9) 甲社は、南アフリカに所在する採石場に係る採石権を内国法人に譲渡した。
- (10) 甲社は、外国法人からの依頼により国内市場に関する情報の提供を行った。
- (11) 甲社は、外国法人から国外市場に関する情報の提供を受けた。
- (12) 甲社は、外国法人が有する商品(国内に所在)を国内において運送した。
- (13) 甲社は、外国法人所有の国内に所在するテナントビルを賃借した。
- (14) 甲社は、海外工場拡張のため、内国法人が海外に所有する土地を賃借した。 なお、この借受けに係る契約の締結は国内において行われている。
- (15) 上記(14)の契約の締結に当たり、国内の不動産業者に仲介手数料を支払った。
- (16) 甲社は、国内に所在するゴルフ場の会員権(ゴルフ場利用株式等に該当する。)を外国法人に譲渡した。
- (17) 甲社は、商品を輸入する際に受取った船荷証券を輸入手続きを経る前に内国法人に譲渡した。 なお、その船荷証券譲渡時の商品の所在場所は国外であるが、船荷証券に表示されている荷揚 地は国内である。
- (18) 甲社は、国外において製品販売を開始するに当たり、内国法人のコンサルタント会社(国外に支店等を有していない。)にコンサルタント料(現地での市場調査、企業調査並びに、国内での情報提供の業務を包括的に行う契約であり、契約書及び請求書等において、業務ごとにその報酬は区分されていない。)を支払った。

問題3 |対価を得て行うもの

-- 1 4 分 - (応用

次の取引のうち、対価を得て行われる取引に該当するものに○、該当しないものに×を付しなさい。

- (1) 法人が、保険事故の発生に伴い保険会社から保険金を収受した。
- (2) 法人が、資産につき加えられた損害の発生に伴い、他の法人から損害賠償金を収受した。
- (3) 法人が、店舗の賃貸借契約の解除に伴い、他の法人から立退料を収受した。
- (4) 法人が、他の法人から配当金を収受した。
- (5) 法人(派遣会社)が、労働者の派遣に伴い、他の法人から人材派遣料を収受した。
- (6) 法人が、自社製品を広告宣伝のために無料で配布した。
- (7) 法人の有する棚卸資産が、火災により滅失した。
- (8) 法人が、他の法人から祝金を収受した。
- (9) 法人が、土地の賃貸借契約の締結に伴い権利金(返還不要のもの)を収受した。
- (10) 法人が、土地の賃貸借契約の締結に伴い保証金(返還すべきもの)を収受した。
- (11) 法人が、自己の所有する福利厚生施設を従業員に使用させたことにより使用料を収受した。
- (12) 法人(旅館)が、宿泊予約の取り消しに伴い、キャンセル料を収受した。
- (13) 法人 (旅館) が、宿泊予約の取り消しに伴い、解約に伴う事務手数料を収受した。
- (14) 法人(同業者団体)が、その構成員から会費(組合員に対して行う役務の提供と明白な対価関係はない。)を収受した。
- (15) 法人(同業者団体)が、その構成員から会費(実質的に出版物の購読料と認められる)を収受した。
- (16) 法人(スポーツクラブ経営)が、新たに会員となる者から入会金(脱退等に際し返還しないもの)を収受した。
- (17) 法人(同業者団体)が、構成員が共同して行う広告宣伝に要した費用を賄うためにその参加者から負担金を収受し雑収入として経理した。
- (18) 法人が、国から特定の政策目的の実現を図るために補助金の交付を受けた。
- (19) 法人が、雇用保険法の規定による雇用調整助成金の交付を受けた。
- (20) 法人が、保証債務の履行に伴い自己の有する土地を譲渡した。
- (21) 法人が、強制換価手続により自己の有する資産を譲渡した。

問題4 課税の対象・その1

次の取引のうち、課税の対象となるものを選びなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 法人が、借入金を現金により返済した。
- (2) 法人が、A社からの借入金について、現金で返済することに代えて商品をA社へ引渡した。
- (3) 法人が、C社に対する借入金の返済を条件に、負担付き贈与によりB社に資産を贈与した。
- (4) 法人が、子会社を設立するため土地の現物出資を行った。
- (5) 法人(NHK)が、受信料金を収受した。
- (6) 法人が、法人課税信託に該当する信託行為に基づき、土地を信託財産として移転した。
- (7) 法人が、D社から金銭債権(D社がD社の得意先E社に対して有していた貸付金)を取得した。 なお、この金銭債権については、支払期日においてE社から現金で回収した。
- (8) 法人が、自己の所有する土地付建物と他の法人が所有する土地付建物とを交換した。
- (9) 法人が、その有する土地付建物(工場)を収用されたことに伴い、国から対価補償金を収受した。
- (10) 法人が、上記(9)の収用に伴い、対価補償金の他に収益補償金及び経費補償金を収受した。
- (11) 法人が、自社の役員に対して棚卸資産を贈与した。
- (12) 法人が、自社の従業員に対して棚卸資産を贈与した。
- (13) 法人が、得意先の役員に対して棚卸資産を贈与した。
- (14) 法人が、自社の役員に対して社宅を無償で貸付けた。
- (15) 法人が、自社の製品を試験研究のために使用した。
- (16) 法人が、消費者に対して試供品を贈与した。
- (17) サラリーマンが、会社から給与の支給を受けた。
- (18) 個人事業者が、仕入商品を自己の生活の用に供した。
- (19) 個人事業者が、家事用資産を譲渡した。
- (20) 個人事業者が、事業の用に供している機械を売却した。

問題5 |課税の対象・その2

内国法人である甲社は、当課税期間において次の取引を行っているが、次の取引のうち、課税の対象となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、特に指示がないものについては、国内取引の要件は満たしているものとする。

- (1) 甲社は、甲社の名誉が毀損されたことにつき、加害者から損害賠償金を収受した。
- (2) 甲社は、商品につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を収受した。 なお、損害を受けた棚卸資産は、加害者に引き渡さず廃棄している。
- (3) 甲社は、商品につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を収受した。 なお、損害を受けた棚卸資産は、軽微な修理を加えることにより使用できるため、加害者に引き渡している。
- (4) 甲社は、甲社が所有する建物の明渡し遅滞により、賃借人である加害者から損害賠償金を収受した。
- (5) 甲社は、特許権(日本で登録されている。)を侵害されたことにより、加害者から損害賠償金を収受した。
- (6) 甲社は、賃借していた店舗の賃貸借契約が解除されたことに伴い賃貸人から立退料を収受した。
- (7) 甲社は、賃借していた店舗の賃借人たる地位を他の事業者に対して譲渡したことに伴い立退料 を他の事業者から収受した。
- (8) 甲社は、甲社の有する借入金について、現金による返済に代えて商品を債権者に引き渡した。
- (9) 甲社は、甲社の有する土地を現物出資して子会社を設立し、株式を取得した。
- (10) 甲社は、得意先A社の債務保証の履行に伴い、自己の有する土地を売却した。
- (11) 甲社は、マンションの貸付けに伴い、敷金(契約終了時に返還する契約になっている。)を収受した。
- (12) 甲社は、貸店舗の賃借人B社と店舗に係る賃貸借契約を締結していたが、B社が契約を中途解 約することとなり、契約に基づいて賃貸料相当額の解約金を受取った。
- (13) 甲社は、上記(12)の解約後、店舗の賃貸借契約を締結したC社から権利金を受取った。 なお、当該権利金は、返還を要するものではない。
- (14) 甲社は、自己の広告宣伝のために商品を見本品として使用した。

問題6 非課税取引・その1

次の取引のうち非課税となる取引を選び、その金額を解答しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 法人が、土地を20,000,000円で譲渡した。
- (2) 法人が、自己所有の土地に係る借地権を設定し、権利金15,000,000円を受取った。
- (3) 法人が、土地を貸付け、地代100,000円を受取った。(契約による貸付期間は1週間)
- (4) 法人が、時間貸駐車場を貸付け、駐車場使用料2,500,000円を受取った。
- (5) 法人(不動産会社)が、土地取引の仲介をしたことにより仲介手数料350,000円を受取った。
- (6) 法人が、株式を30,000,000円で譲渡した。
- (7) 法人が、公社債を20,000,000円で譲渡した。
- (8) 法人が、貸付信託の受益証券を1,500,000円で譲渡した。
- (9) 法人が、出資形態によるゴルフ会員権を9,000,000円で譲渡した。
- (10) 法人が、ゴルフ場利用株式を3,500,000円で譲渡した。
- (11) 法人が、船荷証券 (課税貨物に係るもの)を600,000円で譲渡した。
- (12) 法人が、貸付金を1,000,000円で譲渡した。
- (13) 法人が、銀行で手形を割引き (譲渡し)、880,000円を受取った。
- (14) 法人(組合)が、その組合員の事業資金の借入れを保証したことにより保証料400,000円を受取った。
- (15) 法人が、保有する国債につき利子20,000円を受取った。
- (16) 法人が、銀行預金の利子65,000円を受取った。
- (17) 法人(保険会社)が、保険料1,200,000円を受取った。
- (18) 法人が、居住用マンションを貸付け、家賃120,000円を受取った。(契約による貸付期間は3週間)
- (19) 法人が、事務所用マンションを貸付け、家賃1,110,000円を受取った。
- (20) 法人が、別荘を貸付け、その使用料50,000円を受取った。
- (21) 法人が、保養所を従業員に貸付け、その使用料80,000円を受取った。
- (22) 法人が、社宅を貸付け、その使用料750,000円を受取った。(契約による貸付期間は1年間)
- (23) 法人が、居住用建物を売却し、売却代金22,000,000円を受取った。(土地については考慮不要とする。)
- (24) 法人が、事務所用建物を売却し、売却代金28,000,000円を受取った。(土地については考慮不要とする。)
- (25) 法人 (不動産会社) が、住宅を貸付けたことに伴い共益費30,000円を受取った。
- (26) 法人が、匿名組合の出資持分を1,300,000円で譲渡した。

〈メ モ〉

問題7 | 非課税取引・その2

次の取引のうち、課税取引 (6.3%の消費税が課されるもの) となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、特に指示のない取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 法人が、自社の役員に対して商品(課税資産)を贈与した。
- (2) 法人が、借地権の更新料を受取った。
- (3) 法人が、月極立体駐車場の貸付けに係る使用料を受取った。
- (4) 法人が、所有する土地と他の事業者が所有する土地とを交換した。
- (5) 法人(証券会社)が、株式売却手数料を受取った。
- (6) 法人が、火災の発生に伴い火災保険金を受取った。
- (7) 法人が、公社債投資信託の収益分配金を収受した。
- (8) 法人が、株式投資信託の収益分配金を収受した。
- (9) 法人が、株式配当金を受取った。
- (10) 法人(保険代理店)が、保険代理店手数料を受取った。
- (11) 法人が、学校教育法に規定する教科用図書を販売した。
- (12) 法人が、割引債の償還による償還差益を受取った。
- (13) 郵便局が、郵便切手を販売した。
- (14) 法人(酒屋)が、ビール券を販売した。(発行に伴うものではない)
- (15) 法人(印刷会社)が、郵便はがきに図柄の印刷を行い、印刷代を受取った。
- (16) 法人(首都高速道路株式会社)が、高速道路の通行料を受取った。
- (17) 法務局が、土地の登記料を収受した。
- (18) 法人(銀行)が、海外への送金手数料を収受した。
- (19) 個人事業者(医師)が、健康保険法に基づいて診療報酬を受取った。
- (20) 個人事業者 (医師) が、自由診療の報酬を受取った。
- (21) 法人(葬儀屋)が、葬儀代を受取った。
- (22) 法人が、車椅子(身体障害者用物品)を販売した。
- (23) 法人(建設会社)が、住宅の修理代を受取った。
- (24) 法人が、居住用マンションの賃貸料を受取った。
- (25) 法人が、ハワイに所在する土地を売却した。
- (26) 法人が、子会社に対して有価証券を贈与した。
- (27) 法人が、自社の役員に対して土地を贈与した。
- (28) 法人が、代物弁済により商品(課税資産)を譲渡した。
- (29) 法人が、代物弁済により土地を譲渡した。

- (30) 法人が、その法人の銀行借入金の返済を条件に取引先に対して土地を贈与した。
- (31) 法人が、土地を現物出資した。
- (32) 法人が、建物を現物出資した。
- (33) 法人(NHK)が、受信料を収受した。
- (34) 法人が、土地の収用に伴い対価補償金を取得した。
- (35) 法人が、建物の収用に伴い対価補償金を取得した。
- (36) 法人が、自己の有する店舗につき発生した損害に係る補償金を取得した。
- (37) 法人が、電力会社から電柱の敷設に係る使用料を収受した。
- (38) 法人(製薬業者)が、医薬品(健康保険法等に基づいて行うものではない。)を販売した。
- (39) 法人が、法人税の還付金を受取った。
- (40) 法人が、建物(住宅)賃貸借契約の契約解除に伴い立退料を受取った。

問題8 取引の分類・その1

次の取引のうち、課税取引 (6.3%の消費税が課されるもの) となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしているものとする。

- (1) 法人が、土地 (更地) を30,000,000円で譲渡した。
- (2) 法人が、土地を貸し付け、地代150,000円を受け取った。(契約による貸付期間は1週間)
- (3) 法人が、駐車場(管理用施設が備わったもの)を貸し付け、使用料5,400,000円を受け取った。
- (4) 法人(不動産会社)が、土地の売却に伴い仲介手数料360,000円を収受した。
- (5) 法人が、株式を25,000,000円で売却した。
- (6) 法人(証券会社)が、株式の売却に伴い仲介手数料60,000円を収受した。
- (7) 法人が、銀行の預金利息200,000円を収受した。
- (8) 法人が、建物を保養所として貸し付け、使用料1,800,000円を収受した。
- (9) 法人が、住宅を貸し付け、家賃2,880,000円を収受した。(契約による貸付期間は1年)
- (10) 法人が、社宅を貸し付け、家賃3,000,000円を収受した。(契約による貸付期間は1年)
- (11) 法人が、建物の火災に伴い保険金25,000,000円を収受した。
- (12) 法人(保険会社)が、火災保険料380,000円を収受した。
- (13) 法人が、国庫補助金50,000,000円を収受した。
- (14) 法人が、店舗につき加えられた損害に伴い損害賠償金500,000円を収受した。
- (15) 法人(製造業者)が、製品(課税資産)を1,500,000円で販売した。
- (16) 法人(製造業者)が、製造過程で生じた作業くず(課税資産)を310,000円で売却した。
- (17) 法人(販売業者)が、他の事業者からの仕入商品(課税資産)を650,000円で販売した。
- (18) 法人 (販売業者) が、営業用車両を200,000円で売却した。
- (19) 郵便局が、郵便切手を80,000円で販売した。
- (20) 法人が、その法人の使用人に対し商品(課税資産)を贈与した。
- (21) 法人が、その法人の役員に対し商品(課税資産)を贈与した。
- (22) 法人が、その法人の役員に対し土地を贈与した。
- (23) 法人が、その法人の使用人に対して保養所を利用させ、利用料150,000円を収受した。
- (24) 法人が、その法人の役員に対して保養所を利用させたが、利用料は収受しなかった。
- (25) 法人(電話会社)が、国内電話料金6,200,000円を収受した。
- (26) 個人事業者が、商品(課税資産)を家事のために使用した。
- (27) 個人事業者が、商品(非課税資産)を家事のために使用した。
- (28) サラリーマンが、給与350,000円を収受した。
- (29) 個人事業者(弁護士)が、顧問先から顧問料150,000円を収受した。
- (30) プロゴルフ選手がコマーシャルに出演し、出演料2,000,000円を収受した。

<メ モ>

問題9 取引の分類・その2

-麼8分- **応用**

次の取引のうち、課税取引(6.3%の消費税が課されるもの)となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内において行われたものとし、商品及び製品についてはすべて課 税資産に該当するものとする。

- (1) 法人が、駐車場として使用していた土地を売却した。
- (2) 法人(建設業者)が、土地の造成を行い、造成費を受け取った。
- (3) 法人が、子法人を設立するために土地の現物出資を行った。
- (4) 法人が、店舗の賃貸借契約を締結したことに伴い敷金(返還義務のあるもの)を受け取った。
- (5) 法人が、保証債務の履行としての土地の引渡しを行った。
- (6) 法人が、社屋新築に係る新築祝金を受け取った。
- (7) 法人が、レジャー施設を会員に利用させるための入会金(返還を要しないもの)を受け取った。
- (8) 法人が、建物につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を受け取った。
- (9) 法人が、損害を受けた商品につき加害者から損害賠償金を受け取った。なお、その商品については軽微な修理を加えることにより使用できることから加害者に対して引き渡している。
- (10) 法人が、事務所の明渡し遅滞により賃借人から損害賠償金を受け取った。
- (11) 法人が、居住用マンションの明渡し遅滞により賃借人から損害賠償金を受け取った。
- (12) 法人(銀行)が、国内の普通預金口座に係る振込手数料を受け取った。
- (13) 法人が、介護保険法に基づく居宅サービスを行い、その料金を受け取った。
- (14) 法人が、建物(事務所)の賃貸借契約の締結に伴い権利金(返還不要部分)を受け取った。
- (15) 法人が、建物(事務所)の賃貸借契約の締結に伴い保証金(返還を要する部分)を受け取った。
- (16) 法人(葬儀屋)が、火葬料、埋葬料を対価とする役務の提供を行った。
- (17) 法人(学校法人)が、学校教育法に規定する教育を行い、授業料を受け取った。
- (18) 法人が、顧客のクレジットカードでの売上げに係る売掛金をクレジット会社へ売却した。
- (19) 法人が、内国法人A社に対する借入金につき現金による返済に代えて商品を引き渡した。
- (20) 法人が、内国法人B社に対する借入金の返済を条件として内国法人C社に商品を贈与した。
- (21) 法人(銀行)が、外国為替の送金手数料を受け取った。
- (22) 法人が、証券投資信託に係る受益証券を売却した。
- (23) 法人が、商品を自己の試験研究用として使用した。
- (24) 法人(同業者団体)が、組合員から会費を受け取った。なお、この会費は実質的に組合が発行する機関誌の購読料等と認められるものである。
- (25) 内国法人D社(国外に支店等を有していない。)が、外国法人E社(国内に支店等を有していない。)に対して貸付金を売却した。

- (26) 法人が、国から助成金の交付を受けた。
- (27) 法人が、借地権に係る名義書換料を収受した。
- (28) 法人(保険代理店)が、保険会社から保険代理店手数料を受け取った。
- (29) 法人が、国内に所有する土地が収用されたことにより移転補償金及び経費補償金を取得した。
- (30) 法務局が、建物の登記に伴い、建物に係る登記料を収受した。
- (31) 法人(信用保証協会)が、信用の保証料を収受した。
- (32) 法人が、自己の保有する割引債の償還に伴い、償還差益を収受した。
- (33) 法人(銀行)が、手形の割引に伴い、割引料を収受した。
- (34) 法人が、内国法人 F 社から購入した貸付債権 (F 社が F 社の取引先である内国法人 G 社に対して有していた債権)の返済を受けたことにより買取差益を収受した。
- (35) 法人が、自己の有する受取手形を得意先に対して裏書譲渡した。
- (36) 法人が、製品の売上げに係る前受金を収受した。
- (37) 法人が、保養所を従業員に無償で貸付けた。
- (38) 法人が、自己の保有する内国法人H社株式について、H社の減資に伴い有償でH社に引き渡した。なお、当該譲渡は証券市場を通じて行ったものではない。
- (39) 法人が、得意先からの依頼により有価証券を貸し付け、利息を受け取った。
- (40) 法人が、強制換価手続により自己所有の商品を換価された。
- (41) 法人が、保証債務の履行として車両を譲渡した。
- (42) 法人が、外注先に対して原材料(課税資産)を有償支給し、その材料に係る対価を受け取った。
- (43) 法人が、前年の消費税の確定申告に係る還付加算金を受け取った。

問題10 [|] 総合問題・その1 (シートあり)

-12055分- (総合

甲株式会社(以下「甲社」という。)は、衣料品及び服飾雑貨の卸・小売業を営んでいる法人であり、甲社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの当課税期間における取引の状況等は、次の〔資料〕のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)を、その計算過程(判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。したがって、所定の箇所以外に記入されているものは、採点の対象としない。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- 1. 会計帳簿における経理について、すべて消費税及び地方消費税を含んだ金額により処理(税込経理)されている。
- 2. 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
- 3. 納付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。
- 4. 甲社は、前課税期間については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方式)により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、課税売上割合に準ずる割合の承認は受けていない。
- 5. 甲社は、「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書をいう。)及び「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書をいう。)を提出したことはない。
- 6. 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第43条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。
- 7. 課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
- 8. 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

[資料]

- 1 甲社は、国内及び国外から衣料品・服飾雑貨(以下「商品」という。)を仕入れ、国内及び国外 の事業者への卸売り並びに国内の消費者への小売りを行っている。店舗においては国内の消費者へ の小売販売のみを行っており、事業者への卸売業務及びその他の管理・運営業務はすべて本社事務 所において行っている。
- 2 甲社が、当課税期間において中間申告をした消費税等は1,924,900円(消費税1,515,900円及び地 方消費税409,000円の合計額)である。
- 3 甲社の当課税期間における損益計算書の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

損益計算書

, 300
, 200
, 200
, 200
100
300

	貸	倒		損		失						98	7, 0	00						
	そ	の他の	販	売管	理	費					1	3, 60	0, 2	00						
			営		業		利		益						_	8	30, 0	05, 80	00	
[営	業	外	収		益]										3, 0	19, 80	00	
	受	取 利	息	配	当	金						16	8, 3	00						
	社	宅 利	用	料:	収	入						84	0, 00	00						
	有	価 証	券	売;	却	益						29	4, 30	00						
	雑		収			入						1,71	7, 20	00						
[営	業	外	費	•	用]								_		9, 69	95, 80	00	
	支	払		利		息						3, 21	5, 80	00						
	固	定資	産	売;	却	損						6, 48	0, 00	00						
			経		常		利		益							7	3, 32	29, 80	00	_
			税	引	前	当	期	利	益							7	3, 32	29, 80	00	

<損益計算書に関する付記事項>

- (1) 「売上高」の内訳は、次のとおりである。
 - ① 国内の事業者に対する売上高

359, 347, 300円

上記金額には、国外で仕入れた商品を一旦、国内の保税地域に搬入した後、輸入手続きを経ないで、国内の事業者A社に販売した売上高11,828,100円が含まれている。

② 国外の事業者に対する輸出売上高

55, 450, 800円

③ 店舗における国内の消費者に対する売上高 12,432,900円 上記金額には、甲社の取締役Bに対する商品の譲渡金額135,000円(通常の販売価額260,000 円、仕入価額169,000円)が含まれている。

④ 優待セールにおける売上高

1,980,900円

甲社は、年に1度、国内の会場を借り受け、優待セールを実施しており、上記金額は当該セールによる売上高である。当該セールは、甲社が招待状を送付し、招待状を持参した当人のみ、会場に入場することが可能なものであり、会場内では通常の販売価額の4割引で甲社の商品を購入することができるものである。

- (2) 「売上値引戻り高」は、すべて当課税期間中の売上げに係るものであり、その内訳は、次のとおりである。
 - ① 上記(1)①の売上値引及び返品に係るもの(A社に対するものではない。) 2,641,700円
 - ② 上記(1)②の売上値引に係るもの 1,224,900円
- ③ 上記(1)③の売上返品に係るもの(取締役Bに対するものではない。) 229,000円

- (3) 「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。
 - ① 国内の事業者からの商品仕入高

175,525,400円

- ② 保税地域から引き取った輸入商品に係るもの 75,225,000円 上記金額には、引取りに際して税関に納付した消費税額4,388,100円及び地方消費税額 1,184,000円、保税地域から甲社までの運賃982,500円が含まれている。
- ③ 上記(1)①の保税地域において輸入手続きを経ないで国内の事業者A社に販売した商品の仕入高 7,688,200円
- (4) 「仕入値引戻し高」は、すべて前々課税期間中の仕入れに係るものであり、その内訳は、次のとおりである。
 - ① 国内の事業者からの商品仕入れに係る仕入値引及び返品

5,408,800円

- ② 輸入商品につき国外の仕入先への返品に係るもの 1,247,000円 上記金額は、輸入した商品が品違いであったため仕入先に返送することにつき、関税定率法 の規定により税関長の承認を受けており、税関から還付を受けた消費税額47,500円及び地方消 費税額11,800円が含まれている。
- ③ 輸入商品につきリベートとして国外の仕入先から送金された金銭 217,900円 なお、税関手続きは受けていない。
- (5) 「給与手当」には、通勤手当(通常必要と認められる金額である。)が次のとおり含まれているが、これ以外はすべて課税取引以外のものである。
 - ① 本社に勤務する従業員の通勤手当

1,974,600円

② 店舗に勤務する従業員の通勤手当

325,700円

- (6) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。
 - ① 社会保険料及び労働保険料

4,936,000円

- ② 本社及び店舗の従業員全員を対象とした人間ドック費用で契約診療所に支払った金額 360,400円
- ③ 本社及び店舗の従業員全員を対象とした国内社員旅行に係る費用 2,353,200円 上記金額には、宿泊旅館を変更したことに伴う違約金150,000円が含まれている。
- ④ 社内の慶弔規程に基づき現金で支出した香典、見舞金等の慶弔費

468,000円

⑤ 店舗の従業員に支給した制服の購入費用

72,000円

- (7) 「旅費交通費」には、国外出張に係るものが次のとおり含まれているが、これら以外はすべて 共通課税仕入れに該当する。
 - ① 国内の旅行会社に支払った国際航空運賃及び国外ホテルの宿泊料金

1, 167, 000円

② 国外出張時に日当として支給した出張手当

242,000円

(8) 「通信費」には、国際電話料金425,000円が含まれているが、これ以外はすべて共通課税仕入れに該当する。

(9) 「交際費」の内訳は、次のとおりであり、課税仕入れとなるものはすべて共通課税仕入れに該当する。

① 取引先との国内での飲食接待費

2,053,200円

② 国内の取引先に対する祝い金及び見舞金で現金によるもの

315,000円

③ 国内の取引先に訪問した際に持参した土産品 (課税資産) の購入代金

86,400円

④ 御中元及び御歳暮として国内の取引先に対して贈答した商品券の購入代金

400,000円

⑤ 渡切交際費で精算を行わないもの

200,000円

(10) 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。

① 店舗の家賃

2,400,000円

上記金額は、当課税期間から賃借している新店舗に係るものであり、建物に係る金額1,560,000 円及び土地に係る金額840,000円の合計額(区分して支払うように定められている。)である。 なお、当該店舗を賃借するに当たり、当課税期間において保証金600,000 円(退去時に全額返 還されるもの)を支出しており、当該保証金については貸借対照表に資産計上されている。

また、前課税期間まで賃借していた旧店舗については、老朽化に伴い立退きを受けており、 その際に立退料(下記(20)②参照)を収受している。

② 指定保税地域内の商品倉庫の家賃

1,920,000円

③ 本社の従業員のために借り上げている社宅の家賃

1,200,000円

④ 優待セール会場 (上記(1)④参照) の賃料

194, 400円

(11) 「水道光熱費」の内訳は、次のとおりである。

① 本社に係るもの

1,073,600円

② 店舗に係るもの

548, 300円

(12) 「荷造運賃」の内訳は、次のとおりである。

① 商品の国内運賃及び荷造費

3,055,500円

② 輸出商品に係る国内の港から国外の港までの国際運賃

1,289,300円

③ 輸出の許可を受けた商品に係る荷役料及び保管料

555, 200円

④ 輸入商品に係る通関業務料金

411,700円

- (13) 「広告宣伝費」は、甲社の企業案内を掲載したホームページの作成費216,000円、商品名を記載した看板製作費及び据付費259,200円、店舗の従業員を雇用するために支出した人材募集広告費129,600円の合計額である。
- (14) 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。
 - ① 内国法人が保有するブランド名の商標権(日本国内でのみ登録されている。)を使用したことに伴い支出した金額1,079,900円

甲社は、商品にこのブランド名を付して販売している。

② 外国への送金に係る外国為替手数料

163,600円

消費税法別表第一第5号に規定する外国為替業務に係る役務の提供に該当する。

③ 顧問税理士に支払った顧問料

918,000円

④ 情報提供料

787,500円

甲社は、国外から輸入により商品を仕入れているが、甲社が商品を仕入れるに当たり、甲社の望む商品の情報提供を外国法人C社(国内に支店等を有しておらず、非居住者に該当する。)に委託した対価である。

⑤ その他共通課税仕入れに該当するもの

1,080,700円

- (15) 「貸倒損失」は、平成25年9月に国内の得意先に販売した商品代金に係る売掛金が貸倒れた もの535,500円及び平成27年4月に国外の得意先に輸出販売した商品代金に係る売掛金が貸倒れ たもの451,500円の合計額である。
- (16) 「その他の販売管理費」の内訳は、次のとおりである。
 - ① 共通課税仕入れに該当するもの

10,389,600円

② 課税仕入れに該当しないもの

3,210,600円

- (17) 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりであり、国税(復興特別所得税を含む。)及び地方税の源泉徴収前の金額である。
 - ① 国内銀行の預金利息

18,300円

② 内国法人の株式配当金

12,000円

③ 内国法人の発行する社債の利子

63,000円 75,000円

④ 償還差益

外国法人が発行する社債(平成23年8月に満期保有目的で取得したものである。)が、平成27年7月に償還されたことに伴い計上した金額である。

- (18) 「社宅利用料収入」は、上記(10)③に係るものである。
- (19) 「有価証券売却益」は、国内上場株式(前課税期間に売買目的で取得したもので、帳簿価額は1,269,300円である。)を1,600,000円で売却し、国内の証券会社に支払った売却手数料36,400円を控除した金額である。
- (20)「雑収入」の内訳は、次のとおりである。
 - ① 現金過不足残高の振替収入

3,200円

前課税期間まで賃借していた旧店舗の賃貸人から収受した金額である。

③ 償却債権取立益

② 立退料

136,000円

1,200,000円

平成25年4月に国内の得意先に販売した商品代金に係る売掛金が貸倒れになったことにより、 前課税期間において貸倒処理したものについて、当課税期間に回収したものである。

④ 貨物保管料収入

378,000円

指定保税地域に賃借している倉庫(上記(10)②参照)において、内国法人の貨物(外国貨物に該当する。)を保管したことにより収受した金額である。

(21) 「固定資産売却損」は、本社を移転したことに伴い、旧本社(帳簿価額は、建物9,380,000 円及び土地40,000,000円である。)を44,000,000円で売却(売却時の土地と建物の時価の比は、 8対2である。)し、国内の不動産会社に支払った売却手数料1,100,000円(共通課税仕入れに該 当する。)を加算した金額である。

なお、当該移転に伴って当課税期間に新本社を取得しており、建物の取得価額は35,000,000 円(全額課税仕入れに該当する。)及び土地の取得価額は30,000,000円である。

4 その他の事項

甲社の代表取締役Dに対して商品(通常の販売価額260,000円、仕入価額169,000円)を贈与しているが、未処理である。

5 甲社の前々課税期間(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び前課税期間(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)における取引の状況は、次のとおりであり、税込経理されている。

なお、いずれの課税期間も消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》及び同 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けたことは なく、前課税期間において旧税率(4%)が適用された課税資産の譲渡等及びその売上げに係る対 価の返還等はない。

また、下記カッコ内の金額は、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの期間に係る金額である。

		[前々課税期間]	〔前課税期間〕	
(1)	商品売上高	387, 844, 800円	408, 257, 700円	(187, 798, 500円)
	うち、免税取引に係るもの	60,008,400円	63, 166, 800円	(29,056,700円)
(2)	売上値引戻り高	3,696,200円	3,890,800円	(1,789,700円)
	うち、免税取引に係るもの	1, 105, 400円	1, 163, 600円	(535, 200円)
(3)	償却債権取立益	222,000円	269,000円	(269,000円)
(4)	受取利息配当金	73, 400円	77, 300円	(35,500円)
(5)	車両売却額	680,000円	0円	(0円)
(6)	土地売却額	36, 784, 000円	33, 440, 000円	(33,440,000円)
(7)	給与等の支払額	33, 486, 100円	35, 248, 600円	(16,214,300円)

解答編

問題1 国内取引の判定・その1

- (1) ○譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (2) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (3) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (4)○譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (5)×譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (6) ○貸付けの時における資産の所在場所が国内
- (7)×貸付けの時における資産の所在場所が国外
- (8)×役務の提供地が国外
- (9) ○到着地が国内
- (10) ○発信地が国内
- (11) 〇 受信地が国内
- (12) ○譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (13) ○譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (14) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外(製造した場所で判定をしないこと)
- (15) ○貸付けの時における貸付けを行う者の住所地が国内
- (16) ×貸付けの時における登録機関の所在地が国外
- (17) ×貸付けの時における貸付けを行う者の住所地が国外
- (18) ○役務の提供地が国内
- (19) × 役務の提供地が国外
- (20) 役務の提供地が国内
- (21) × 役務の提供地が国外
- (22) ○情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地が国内
- (23) ○情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地が国内
- (24) ×情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地が国外
- (25) ○貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国内
- (26) ×貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国外

【解答への道】

国内取引の判定のポイント

- (1) 資産の譲渡又は貸付け
 - ① 原 則 譲渡又は貸付けの時における資産の所在場所で判定する。
 - ② 例 外 特許権等については、譲渡又は貸付けの時における登録機関の所在地で判定するが、2以上 の国において登録をしている場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定する。

(2) 役務の提供

- ① 原 則 役務の提供が行われた場所で判定する。
- ② 例 外 情報の提供については、情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地で判定する。

(3) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地で判定する。

(注) 国内取引の判定にあたっては、その取引の相手先が居住者か非居住者かは問わない。

問題2 国内取引の判定・その2

- \bigcirc ----- (1), (4), (6), (8), (10), (12), (13), (15), (16), (17), (18)
- \times ----- (2), (3), (5), (7), (9), (11), (14)

- (1)(2) 商標権、特許権の譲渡又は貸付けは登録機関の所在地で判定する。
 - なお、2以上の国において登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住 所地で判定する。
- (3) 海外で製造した製品を国内に搬入せず、直接海外の者に譲渡する行為は、譲渡の時における 資産の所在場所で判定するため、国外取引となる。
- (4)(5) ノウハウ(特別の技術による生産方式)の譲渡又は貸付けは、譲渡又は貸付けを行う者 の住所地で判定する。
- (6)(7) 金銭の貸付けについては、貸付けを行う者の事務所等の所在地で判定する。
- (8) 金銭債権の譲渡については、金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地で判定する。
- (9) 採石権等については、採石場の所在地で判定する。
- (10)(11)情報の提供については、情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地で判 定する。
- (12) 役務の提供地が国内であるため、国内取引となる。
- (13)(14) 貸付けの時における資産の所在場所で判定する。
- (15) 国内の不動産業者が仲介を行っていることから役務の提供地が国内であるため、国内取引となる。
- (16) ゴルフ場の所在地で判定する。
- (17) 船荷証券の譲渡は、その船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、原則としてその 船荷証券の譲渡時に当該貨物が現実に所在していた場所により判定する。
 - ただし、その船荷証券に表示されている「荷揚地」が国内である場合には、その写しの保存 を要件に国内取引に該当するものとして取り扱って差し支えない。(基通5-7-11)
- (18) 役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地により国内取引の判定を行う。(令6②七)したがって、本間では、 役務の提供を行う者が内国法人のコンサルタント会社であることから、国内取引に該当する。

問題3 対価を得て行うもの

- \bigcirc ----- (5), (9), (11), (13), (15), (16), (17), (20), (21)
- \times ----- (1), (2), (3), (4), (6), (7), (8), (10), (12), (14), (18), (19)

- (1) 保険事故に伴う保険金は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-4)
- (2) 資産等につき加えられた損害に基づく損害賠償金は、資産の譲渡等の対価に該当しない。 (基通5-2-5)
- (3) 賃貸借契約の解除に伴う立退料は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-7)
- (4) 配当金は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-8)
- (5) 人材派遣料等は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-11)
- (6) 商品の広告宣伝、試験研究のための使用は、資産の譲渡等に該当しない。(基通5-2-12)
- (7) 商品の滅失等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-13)
- (8) 寄附金、祝金等は資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-14)
- (9) 賃貸借契約の締結等に伴う保証金、権利金等のうち、返還不要のものは資産の譲渡等の対価 に該当する。(基通5-4-3)
- (10) 賃貸借契約の締結等に伴う保証金、権利金等のうち、返還を要するものは資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-4-3)
- (11) 福利厚生施設等を従業員に有償で貸し付けた場合には、資産の譲渡等に該当する。(基通5-4-4)
- (12) 予約の取り消し等に伴うキャンセル料は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-5-2)
- (13) 予約の取り消し等の請求に応ずる事務手数料(解約手数料、取消手数料、払戻手数料等)は、 資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-2)
- (14) 同業者団体等がその構成員から受け取る会費、組合費等は、原則として資産の譲渡等の対価 に該当しない。(基通5-5-3)
- (15) 会費等のうち、実質的に出版物等の購読料と認められるものは、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-3(注)2)
- (16) ゴルフクラブ、レジャー施設の入会金(返還等をしないものに限る。)は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-5)
- (17) 共同事業に係る負担金等は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-7)
- (18)(19) 国等から受ける補助金、助成金等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-15)
 - (20) 保証債務履行に伴う資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。 (基通5-2-2)
 - (21) 強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の 譲渡に該当する。(基通5-2-2)

問題4 課税の対象・その1

(2), (3), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (11), (18), (20)

- (2) 代物弁済に該当するため、課税の対象となる。
- (3) 負担付き贈与に該当するため、課税の対象となる。(令2①一)
- (6) 法人課税信託の委託者が信託資産を移転した場合には、その資産の移転は、受託者に対する 出資があったものとみなされ、現物出資と同様に課税の対象に含めて取扱う。(令2①三)
- (7) 金銭債権の譲受けは、課税の対象となる。 なお、この場合、金銭債権の買取差益が譲受けの対価となる。
- (8) 交換も譲渡の一形態であり、課税の対象となる。(基通5-2-1(注))
- (9) 収用に伴って収受する対価補償金は、資産の譲渡等の対価に該当するため、課税の対象となる。(令2②、基通5-2-10)
- (10) 収用に伴って収受する対価補償金以外の補償金は、資産の譲渡等の対価に該当せず、課税の 対象とはならない。(基通5-2-10)
- (15)(16) 広告宣伝、試験研究等のために自己の商品等を消費等する行為は、課税の対象とはならない。(基通5-2-12)
- (19) 家事用資産の譲渡は「その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡」には含まれないため、課税の対象とはならない。(基通5-1-8)

問題5 課税の対象・その2

 \bigcirc ----- (3), (4), (5), (7), (8), (9), (10), (13)

 \times ----- (1), (2), (6), (11), (12), (14)

【解答への道】

- (1)~(5) 損害賠償金(基通5-2-5)
 - 課税の対象とならないもの
 - …心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金
 - 課税の対象となるもの
 - ① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は 軽微な修理を加えることにより使用できるときの損害賠償金
 - ② 無体財産権の侵害を受けたことにより受け取る損害賠償金
 - ③ 不動産等の明渡し遅滞により受け取る損害賠償金
- (6)(7) 立退料のうち、建物等の賃借人が契約等の解除に伴い賃貸人から収受するものは、課税の対象とならないが、建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第3者に譲渡した場合の立退料は、課税の対象となる。(基通5-2-7)
- (8) 代物弁済は資産の譲渡等に類する行為であり、課税の対象に該当する。
- (9) 現物出資は資産の譲渡等に類する行為であり、課税の対象に該当する。
- (10) 資産の譲渡等は、その原因を問わないため、債務保証の履行に伴う土地の譲渡は、課税の対象となる。(基通5-2-2)
- (11) 敷金(契約終了時に返還する契約になっている。)は、対価性がないため、課税の対象とならない。
- (12) 賃貸借契約の解除に伴い支払いを受ける金額は、逸失利益に対する損害賠償金に該当するため、課税の対象とならない。(基通5-5-2)

「賃貸料相当額」という言葉に惑わされないように注意する。

- (13) 資産等の賃貸借契約の締結に伴って受取る権利金等で返還を要しないものは、資産の譲渡等の対価に該当し、課税の対象となる。(基通5-4-3)
- (14) 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費又は使用した場合のその消費 又は使用は、資産の譲渡に該当しない。(基通5-2-12)

問題6 非課税取引・その1

- (1) 20,000,000円 (2) 15,000,000円 (6) 30,000,000円 (7) 20,000,000円
- (8) 1,500,000円 (12) 1,000,000円 (13) 880,000円 (14) 400,000円 (15) 20,000円
- (16) 65,000円 (17) 1,200,000円 (22) 750,000円 (25) 30,000円 (26) 1,300,000円

- (2) 借地権(土地の上に存する権利)の設定は、土地の貸付けに含まれ、非課税取引に該当する。 (基通6-1-2)
- (3) 土地の貸付けであっても1月未満の貸付けは、土地の貸付けから除かれる。(令8、基通6-1-4)
- (4) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地の貸付けから除かれる。(基通6-1-5)
- (5) 土地に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。(基通6-1-6)
- (6)(7)(8) 有価証券等の譲渡は、非課税取引に該当する。(基通6-2-1)
- (9)(10)(11) ゴルフ会員権、ゴルフ場利用株式、船荷証券は、有価証券等から除かれる。(基通6-2-2)
 - (12) 貸付金等の金銭債権は、有価証券等に含まれる。(基通6-2-1)
 - (13) 手形(支払手段)は、有価証券等に該当する。(基通6-2-3)
 - (14) 信用の保証としての役務の提供は、非課税取引に該当する。
 - (18) 住宅の貸付けであっても1月未満の貸付けは、住宅の貸付けから除かれる。
- (19)(20)(21) 事務所、別荘、保養所、店舗、倉庫の貸付けは、非課税取引に該当しない。
 - (23) 居住用建物の譲渡は、非課税取引に該当しない。
 - (25) 家賃には、共益費も含まれる。(基通6-13-9) したがって、住宅の貸付けに係る家賃であるため、非課税取引に該当する。
 - (注)本間では土地や住宅の貸付けに係る貸付期間を与えてあるが、過去の試験問題では与えられていない場合の出題も行われている。なお、与えられていない場合には「1月未満」に該当しないものとして、非課税取引として取り扱うものとする。
 - (26) 出資持分は、有価証券等に該当する。(基通6-2-1)

問題7 非課税取引・その2

- \bigcirc ----- (1), (3), (5), (10), (15), (16), (20), (21), (23), (28), (32), (33), (35), (38)
- \triangle ----- (2), (4), (7), (8), (11), (12), (13), (14), (17), (18), (19), (22), (24), (27), (29), (30), (31), (34), (37)
- \times ----- (6), (9), (25), (26), (36), (39), (40)

- (1) みなし譲渡に該当する。商品(課税資産)を引き渡していることから、課税取引となる。
- (2) 借地権に係る更新料は、土地の貸付けの対価に該当する。(基通6-1-3)
- (3) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地の貸付けから除かれる。
- (4) 資産の交換は、資産の譲渡に該当し、土地を引渡していることから非課税取引に該当する。
- (5) 有価証券に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (6) 保険金は不課税取引の代表例。
- (7)(8) 証券投資信託(株式・公社債)の収益分配金は、非課税取引に該当する。(基通6-3-1(5))
 - (9) 配当金は不課税取引の代表例。
 - (10) 保険代理店が収受する代理店手数料は、非課税取引に該当しない。(基通6-3-2)
 - (12) 割引債の償還差益は、利息としての性質であり、非課税取引に該当する。(基通6-3-1(8))
 - (14) 物品切手等の譲渡であり、非課税取引に該当する。 なお、原始発行に伴うものである場合には、不課税取引とされる。(基通6-4-5)
 - (17) 行政手数料であり、非課税取引に該当する。
 - (18) 外国為替業務に係る役務の提供であり、非課税取引に該当する。
- (19)(20) 保険の対象となる医療は、非課税取引に該当する。自由診療や健康診断料は課税取引となる。
 - (21) 火葬に係る火葬料や埋葬に係る埋葬料を対価とする役務の提供が非課税取引となり、葬儀代は含まれない。
 - (23) 住宅に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
 - (25) 譲渡の時における資産の所在場所がハワイであり、国内取引に該当しないため、不課税取引となる。
 - (26) 対価を得ていないため、不課税取引となる。
 - (27) みなし譲渡に該当する。土地を引き渡していることから、非課税取引に該当する。
 - (28) 代物弁済は課税の対象に該当し、商品(課税資産)を引き渡していることから、課税取引となる。
 - (29) 代物弁済は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引となる。
 - (30) 負担付き贈与は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引となる。
 - (31) 現物出資は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引となる。
 - (32) 現物出資は課税の対象に該当し、建物を引き渡していることから、課税取引となる。

- (34) 収用に伴う対価補償金の取得は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引となる。
- (35) 収用に伴う対価補償金の取得は課税の対象に該当し、建物を引き渡していることから、課税取引となる。
- (37) 電力会社から収受する電柱の敷設に係る賃貸収入(道路占用料)は、土地の貸付けに係る対価に該当するものとして、非課税取引に該当する。(基通6-1-7)
- (38) 医薬品(健康保険法等に基づいて行うものではない。)の販売は、社会保険医療に含まれない。 (基通6-6-2)
- (39) 税金は対価性がない。
- (40) 賃貸借契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料は、補償に伴って授受されるものであり、 資産の譲渡等の対価に該当しない。

問題8 取引の分類・その1

- \bigcirc ----- (2), (3), (4), (6), (8), (15), (16), (17), (18), (21), (23), (25), (26), (29), (30)
- \triangle ----- (1) \ (5) \ (7) \ (9) \ (10) \ (12) \ (19) \ (22) \ (27)
- \times ----- (11), (13), (14), (20), (24), (28)

【解答への道】

- (2) 土地の貸付けであっても1月未満の貸付けは、土地の貸付けから除かれる。
- (3) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地の貸付けから除かれる。
- (4) 土地に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (6) 有価証券に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (10) 社宅の貸付けは、非課税取引に該当する。
- (12) 保険料を対価とする役務の提供は、非課税取引に該当する。
- (13) 国庫補助金は、課税の対象に該当しない。
- (20) 使用人に対する贈与(対価を得ていない)であるため、課税の対象に該当しない。
- (21) 法人の自社の役員に対する贈与であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。(みなし譲渡)

課税資産を引き渡しているため、課税取引となる。

(22) 法人の自社の役員に対する贈与であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。(みなし譲渡)

土地を引き渡しているため、非課税取引となる。

- (24) 無償の貸付け(対価を得ていない)であるため、課税の対象に該当しない。
- (26) 個人事業者の家事消費であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。 (みなし譲渡)

課税資産を使用しているため、課税取引となる。

(27) 個人事業者の家事消費であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。 (みなし譲渡)

非課税資産を使用しているため、非課税取引となる。

- (28) 「事業者が事業として」ではないため、課税の対象に該当しない。
- (30) 資産の譲渡等には、事業付随行為も含まれる。(基通5-1-7)

〈メ モ〉

問題9 取引の分類・その2

- \bigcirc ----- (2), (7), (9), (10), (12), (14), (19), (20), (24), (28), (40), (41), (42)
- \triangle ----- (1), (3), (5), (11), (13), (16), (17), (18), (21), (22), (25), (27), (30), (31), (32), (33), (34), (35), (39)
- \times ----- (4), (6), (8), (15), (23), (26), (29), (36), (37), (38), (43)

【解答への道】

- (1) 駐車場設備の譲渡ではなく、土地の譲渡であることから、非課税取引に該当する。
- (2) 土地に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (3) 現物出資は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引となる。
- (4) 保証金、権利金、敷金等のうち、返還義務のないものは資産の譲渡等の対価に該当し、返還 義務のあるものは資産の譲渡等の対価に該当しない。
- (5) 事業として対価を得て行われる資産の譲渡は、その原因を問わず、資産の譲渡等に該当する。 (基通5-2-2)

さらに、土地を引き渡しているため、非課税取引に該当する。

- (6) 対価性がないため、課税の対象に該当しない。(基通5-2-14)
- (7) レジャー施設の入会金のうち返還を要しないものは、資産の譲渡等の対価に該当する。 (基通5-5-5)
- (8) 損害賠償金のうち、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受けるものは、資産の 譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-5)
- (9) 損害賠償金であっても、その実質が対価であると認められるものは、課税の対象に該当する。 (基通5-2-5)

さらに、商品(課税資産)の譲渡となるため、課税取引に該当する。

(10) 損害賠償金であっても、その実質が対価であると認められるものは、課税の対象に該当する。 (基通5-2-5)

さらに、事務所の賃貸料となるため、課税取引に該当する。

(11) 損害賠償金であっても、その実質が対価であると認められるものは、課税の対象に該当する。 (基通5-2-5)

さらに、居住用マンションの賃貸料となるため、非課税取引に該当する。

- (12) 国内の普通預金口座に係る振込手数料は、課税取引に該当する。
- (13) 介護保険法に基づく居宅サービスは、非課税取引に該当する。
- (14)(15) 保証金、権利金、敷金等のうち、返還義務のないものは資産の譲渡等の対価に該当し、返 環義務のあるものは資産の譲渡等の対価に該当しない。

- (18) 金銭債権は、消費税法上有価証券等に該当するため、その譲渡は非課税取引となる。
- (19) 代物弁済に該当し、引き渡している資産が商品(課税資産)であるため、課税取引に該当する。
- (20) 負担付き贈与に該当し、贈与している資産が商品(課税資産)であるため、課税取引に該当する。
- (21) 外国為替業務に係る役務の提供であり、非課税取引に該当する。
- (23) 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品、原材料等の資産を消費し、又は使用した場合の当該消費又は使用は、資産の譲渡に該当しない。(基通5-2-12)
- (24) 名目が会費等とされている場合であっても、それが実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その会費等は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-3(注)2)
- (25) 金銭債権は、消費税法上有価証券等に該当し、その譲渡は非課税取引となる。この場合、譲渡の相手側が居住者であるか非居住者であるかは問わない。

また、この譲渡について法31①(非課税資産の輸出)の規定の適用はない。

- (27) 借地権に係る更新料(更改料を含む。)又は名義書換料は、土地の上に存する権利の設定若しくは譲渡又は土地の貸付けの対価に該当し、非課税取引となる。(基通6-1-3)
- (28) 保険代理店が収受する役務の提供に係る代理店手数料又は保険会社からの委託を受けて行う 損害調査又は鑑定等の役務の提供に係る手数料は、課税取引に該当する。(基通6-3-2)
- (29) 資産の譲渡等の範囲に規定する補償金は対価補償金をいうのであり、収益補償金、移転補償金、経費補償金などは、対価補償金には該当しない。(基通5-2-10)
- (30) 行政手数料であり、非課税取引に該当する。
- (31) 信用の保証としての役務の提供は、非課税取引に該当する。
- (32) 実質が利息であるため、非課税取引に該当する。(基通6-3-1)
- (34) 利子を対価とする貸付金等の貸付けに該当する。(基通6-3-1)
- (35) 手形は、消費税法上支払手段に該当するため、その譲渡は非課税取引となる。
- (38) 法人が自己株式を取得する場合(証券市場での買入れによる取得を除く。)における株主から 当該法人への株式の引渡し及び法人が自己株式を処分する場合における他の者への株式の引渡 しは、いずれも資産の譲渡等に該当しない。(基通5-2-9)
- (39) 利子を対価とする貸付金等の貸付けに該当する。(基通6-3-1)
- (40)(41)事業として対価を得て行われる資産の譲渡は、その原因を問わないのであるから、例えば他の者の債務保証を履行するために行う資産の譲渡及び強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡も事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。(基通5-2-2)
 - (43) 還付加算金は、不課税取引となる。

問題10 総合問題・その1

Ⅰ 納税義務の有無の判定

区	分	金	額	計 算 過 程 (単位:円)
納税義務の	の有無の			〔納税義務の有無の判定〕
判定				商品売上高 免税 車両売却 (1) (387, 844, 800円-60, 008, 400円+680, 000円)
				$\times \frac{100}{105} + 60,008,400 $ 円 = 372,881,161円
				売上値引及び戻り高 売上値引戻り高 免税 (2) 3,696,200円— (3,696,200円—1,105,400円)
				$\times \frac{4}{105} \times 125\% = 3,572,829$ 円
				(3) $(1) - (2) = 369, 308, 332 \text{ H} > 10,000,000 \text{ H}$
				∴ 納税義務あり

Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算等

	区		分		金	額	計算過程(単位:円)
課	税	標	準	額	343, 5	43,000円	[課税標準額の計算]
							国内事業者売上 A 社販売 国内消費者売上 (359, 347, 300円 - 11, 828, 100円) + (12, 432, 900円
							※1 優待セール売上 -135,000円+260,000円)+1,980,900円
							旧本社売却(建物) ※2 +44,000,000円× 2 8+2 +169,000円
							=371, 027, 000円
							371, 027, 000円× $\frac{100}{108}$ = 343, 543, 518円
							→343, 543, 000円
							(千円未満切捨)
							通常の販売価額 ※1 260,000円×50%=130,000円≤135,000円
							仕入価額 <169, 000円 ∴ 低額譲渡 260, 000円
							※2 みなし譲渡
							通常の販売価額 仕入価額 260,000円×50%=130,000円<169,000円
							∴ 169,000円

課税標準額に対す	21,643,209円	[課税標準額に対する消費税額の計算]
る消費税額		課・標 343, 543, 000円×6. 3%=21, 643, 209円
控除過大調整税額	5, 180円	[貸倒回収に係る消費税額の計算]
		償却債権取立益 4
		136,000円× $\frac{4}{105}$ =5,180円

Ⅲ 仕入れに係る消費税額等の計算

×		分 .		金額	計算過程(単位:円)
課税	売 上	割	合	407, 392, 461	円 〔課税売上割合の計算〕
				443, 593, 761	円 (1) 課税売上高
					課·標切捨前 A社販売 国外事業者売上 ① 343,543,518円+11,828,100円+55,450,800円
					貨物保管 +378,000円=411,200,418円
					売上値引戻り高 売返税額 ② $4,095,600$ 円 $-167,457$ 円 $ imes \frac{80}{63}=3,882,957$ 円
					③ ①一②=407, 317, 461円 ≦500, 000, 000円
					(2) 非課税売上高
T TOTAL PROCESSOR					預金利息 社債利子 償還差益 社宅利用料 18,300円+63,000円+75,000円+840,000円
					有・証売却 旧本社売却(土地) +1,600,000円×5%+44,000,000円
					× $\frac{8}{8+2}$ = 36, 276, 300円
					(3) 課税売上割合
					償還差益 $\frac{(1)+75,000 \Box}{(1)+(2)} = \frac{407,392,461 \Box}{443,593,761 \Box}$
					=0.9183 ··· < 95%
					: 仕入税額は按分計算が必要

控除対象仕入税額	18, 268, 877円	[課税仕入れ等の税額の合計額の計算]
		(1) 区分経理及び税額
		① 課税資産の譲渡等にのみ要するもの
		イの課税仕入れ
		国内仕入 輸入国内運賃 通・手(店舗) 175, 525, 400円+982, 500円 +325, 700円
		制服購入費 店舗家賃 倉庫家賃 +72,000円+2,400,000円+1,920,000円
		t-A会場賃料 水熱費(店舗) 国内荷造運賃 +194,400円+548,300円 +3,055,500円
		商品看板 人材広告 商標権使用料 $+259,200$ 円 $+129,600$ 円 $+1,079,900$ 円
		=186, 492, 500円
		186, 492, 500円× $\frac{6.3}{108}$ =10, 878, 729円
		口 課税貨物
		輸入仕入
		4, 388, 100円
		ハー仕入返還等
		国内仕返 $5,408,800$ 円× $\frac{4}{105}$ =206,049円
		二 引取還付
		輸入返品 47,500円
		② その他の資産の譲渡等にのみ要するもの
		有·証売手 36,400円× $\frac{6.3}{108}$ =2,123円
		③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共
		通して要するもの
		通・手(本社) 人間ドック 国内社員旅行 1,974,600円+360,400円+(2,353,200円
		違約金 旅費交通費 国際運賃等 -150,000円) + (3,524,100円-1,167,000円
		国外出張日当 通信費 国際電話 - 242,000円)+ (2,623,800円-425,000円)
		国内飲食接待 土産品 水熱費(本社) + (2,053,200円+86,400円) +1,073,600円
		HP作成費 顧問料 その他支・手 +216,000円+918,000円+1,080,700円
		その他販管費 旧本社売・手 +10,389,600円+1,100,000円

		新本社(建物)
		+35,000,000 = 60,769,600 = 600
		$60,769,600$ 円× $\frac{6.3}{108}$ =3,544,893円
		④ 合 計
		イの課税仕入れ
		186, 492, 500円 + 36, 400円 + 60, 769, 600円
		=247, 298, 500円
		247, 298, 500円× $\frac{6.3}{108}$ =14, 425, 745円
		口 課税貨物 4,388,100円
		ハ 仕入返還等 206,049円
		ニ 引取還付 47,500円
		(2) 個別対応方式
		(10,878,729円 $+4,388,100$ 円 $-206,049$ 円
		$-47,500$ 円) $+3,544,893$ 円× $\frac{407,392,461$ 円 $\frac{443,593,761}{1}$ 円
		=18,268,877円
		(3) 一括比例配分方式
		(14,425,745円 $+4,388,100$ 円 $) imes 407,392,461$ 円 $443,593,761$ 円
		$-206,049$ 円 $ imes rac{407,392,461}{443,593,761}$ $-47,500$ 円
		$\times \frac{407,392,461 \ \square}{443,593,761 \ \square} = 17,045,607 \square$
		(4) 有利判定
		(2) $>$ (3) \therefore 18, 268, 877円
売上げに係る対価	167, 457円	
の返還等に係る消	201, 101 1	国内事業者売返 国内消費者返品
費税額		2,641,700円+229,000円=2,870,700円
عجو زاران التاجو		2,870,700円× $\frac{6.3}{108}$ =167,457円
貸倒れに係る消費	20, 400円	[貸倒れに係る消費税額の計算]
税額		国内販売売掛
		$\frac{4}{535,500$ 円× $\frac{4}{105}$ =20,400円

控	除	税	額	小	計	18, 456, 734円	〔控除税额	「小計の計算〕		
							控·仕 18,268,87	売返 7円+167,457円	貸倒れ 日+20,400円=	=18, 456, 734円

Ⅳ 差引税額の計算

	区	分		金	額	計算過程 (単位:円)
差	引	税	額	3, 1	91,600円	〔差引税額の計算〕
						課標・消 控除過大 控除税額小計 21,643,209円+5,180円-18,456,734円
						=3, 191, 655円→3, 191, 600円 (百円未満切捨)

V 納付税額の計算

	区	分	-	金	額	計	算	過	程	(単位:円)
納	付	税	額	1, 6	675, 700円	〔納付税額の計算〕				
						差引税額 中間 3,191,600円-1,515,	900	円=1	, 675, 7	700円

【解答への道】

1 本問のポイント

原則課税の基本的な確認問題であった。出題のポイントは次のとおりである。

- (1) 取引分類(国内取引の判定、非課税取引の範囲)
- (2) 課税仕入れ等、仕入返還等(輸入仕入高、個別対応方式、一括比例配分方式の取扱い)
- (3) 仕入税額控除の区分経理

2 課税標準額

(1) 低額譲渡(法28①)(資料3(1)③参照)

法人が資産をその役員に著しく低い価額で譲渡した場合には、低額譲渡に該当する。低額譲渡に該当する場合には、その譲渡の時における資産の価額に相当する金額を対価の額とみなす。

低額譲渡に該当するか否かの判定は、次の表を参考にして欲しい。

	判定	判定結果
棚卸資産	時価×50% > 譲渡金額	低額譲渡に該当
以外の資産	時価×50% ≦ 譲渡金額	低額譲渡に該当しない
+叩 左口 2欠 五二	仕入価額(※)又は時価×50% > 譲渡金額	低額譲渡に該当
伽叫具座	仕入価額(※)及び時価×50% ≦ 譲渡金額	低額譲渡に該当しない

※ 製品の場合には、製造原価のうち課税仕入れからなる金額(テキストNo. 1 第3回で学習予定) 本間は、棚卸資産(商品)を役員に仕入価額未満で譲渡していることから、低額譲渡に該当す ることとなる。

(2) 優待セールにおける売上高(資料3(1)④参照)

優待セールにより、通常の4割引で販売した商品の売上高については、値引き後の実際に収受 した金額が商品の譲渡対価の額となる。

(3) 一括譲渡(令45③)(資料3(21)参照)

課税資産と非課税資産を同一の者に対して同時に譲渡した場合に、譲渡対価の額を課税資産に係るものと非課税資産に係るものとに合理的に区分されていないときは、各資産の価額の割合に応じて課税標準を計算する。

本問は、旧本社の土地及び建物を44,000,000円で一括譲渡しているため、各資産の時価比に応じて譲渡対価を按分することとなり、44,000,000円の10分の2を建物の譲渡対価として課税標準に算入する。

(4) 立退料(基通5-2-7)(資料3(20)②参照)

建物等の賃借人が建物等の契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料は、不課税取引となる。

(5) みなし譲渡(資料4参照)

法人が資産をその役員に贈与した場合には、みなし譲渡に該当する。みなし譲渡に該当する場合には、その贈与時の資産の価額に相当する金額を対価の額とみなす。

みなし譲渡の場合の課税標準額に算入すべき金額は、次の表を参考にして欲しい。

	課税標準額に算入すべき金額			
棚卸資産以外の場合	譲渡時の価額			
棚卸資産の場合	仕入価額(※)又は通常の販売価額×50%のいずれか大			

※ 製品の場合には、製造原価のうち課税仕入れからなる金額(テキストNo. 1 第 3 回で学習予定) なお、本問は、棚卸資産(商品)を役員に贈与していることから、仕入価額と通常の販売価額 の50%のいずれか大きい金額(本間では169,000円)を課税標準に算入する。

3 控除過大調整税額(資料3(20)③参照)

国内の得意先に販売した商品代金に係る売掛金についての貸倒回収であるため、貸倒回収に係る 消費税額を課税標準額に対する消費税額に加算することとなる。平成26年3月31日以前の売上げに 係るものであるため、税率に注意してほしい。

4 課税売上割合

(1) 売上げに係る対価の返還等の金額の取扱い

課税売上割合の課税売上返還等(税抜)を計算する際には、下記算式の 部分は、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算過程欄から転記することが可能である。

[課税売上割合における課税売上高の計算]

課標切捨前

A社販売

国外事業者売上 貨物保管料

① 343,543,518円+11,828,100円+55,450,800円+378,000円=411,200,418円

売上値引戻り高

売返税額

② 4,095,600円 $-\frac{167,547}{63} \times \frac{80}{63} = 3,882,957$ 円

③ ①-②=407,317,461円

[売上げの返還等対価に係る税額の計算]

国内事業者売返 国内消費者売返

2,641,700円 +229,000円=2,870,700円

2,870,700円× $\frac{6.3}{108}$ = 167,547円

転記可

(2) 免税売上高

① A社に販売した売上高(資料3(1)①参照)

国内の保税地域に搬入した後、輸入手続きを経ていない商品は、外国貨物に該当する。したがって、A社に販売した商品の売上高は、外国貨物の譲渡に該当し、輸出取引等に該当する。

② 外国貨物に係る保管料収入(資料3(20)④参照)

外国貨物に係る役務の提供は、輸出取引等に該当する。

- (3) 非課税売上高
 - ① 償還差益(資料3(17)④参照)

償還差益は、利子を対価とする金銭の貸付けに該当し、非課税取引となる。また、本間の場合には、外国法人が発行する社債の償還差益であり、その債務者が非居住者であるため非課税資産の輸出等に該当することとなる。したがって、課税売上割合の計算上、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含めることに注意して欲しい。

② 一括譲渡(資料3(21)参照)

上記 2 (3) 参照。本間は、44,000,000円の10分の8を土地の譲渡対価として非課税売上高に 算入する。

5 課税仕入れ等の区分経理

- (1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの
 - ① 輸入商品に係る保税地域から甲社までの運賃(資料3(3)②参照) 輸入商品について、保税地域からの引取り後の甲社までの運賃については、国内における課税仕入れに該当するため税額控除の対象となる。
 - ② 課税貨物(資料3(3)②③参照)

税関に納付した消費税等のうち、国税部分4,388,100円を使用する。 また、保税地域において輸入手続きを経ないで国内の事業者A社に販売した商品の仕入高は、 引取りを行っていないため、使用しない。

- ③ 輸入商品につき国外の仕入先から送金されたリベート(資料3(4)③参照) 税関手続きを受けておらず、税関から還付される消費税額はないため、使用しない。
- ④ 店舗の家賃及び保証金(資料3(10)①参照) 建物の貸付け等に伴って家賃を事業者が建物分と土地分に区分して収受している場合においても、それらは全て建物に係る家賃として取り扱う。また、保証金のうち返還義務のあるものは、課税の対象とならず、不課税取引となる。
- ⑤ 指定保税地域内の商品倉庫の家賃(資料3(10)②参照) 保税地域内における資産の賃貸借の「免税取引」は「貨物」に限られる。 保税地域内において倉庫を賃貸借したとしても「免税取引」には該当せず、「課税取引(6.3%)」 として取扱うこととなる。
- (2) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
 - ① 人間ドック (資料3(6)②参照)

社会保険医療等以外の自由診療(健康診断、人間ドック、差額ベット代、美容整形など)や、 社会保険医療等以外の医薬品の販売又は医療用具の販売等は、課税取引となる。

したがって、本問における人間ドック費用は、課税取引に該当することとなる。

② 違約金(基通5-5-2)(資料3(6)3参照)

予約の取消し、変更等に伴って予約を受けていた事業者が収受するキャンセル料、解約損害 金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、資産の譲渡等の対価に該当しない。したがっ て、本問における違約金は不課税取引となる。

③ 国外出張に係る旅費、宿泊費、日当(資料3(7)参照) 国外出張に係る旅費、宿泊費、日当については、国際線の航空運賃や国外での宿泊費等であ るため課税仕入れに該当しない。

- (3) その他
 - ① 外国為替手数料(資料3(14)②参照) 外国為替業務に係る役務の提供は、非課税取引に該当する。

② 情報提供料(資料3(14)4)参照)

情報の提供に係る国内取引の判定は、情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地が国内かどうかで判定するため、本間における甲社が外国法人C社に委託した情報の提供は、情報の提供を行う者が非居住者であるため国外取引に該当することとなる。

6 一括比例配分方式

計算パターンを確認してほしい。



(※1) それぞれに区分した課税仕入れに係る消費税額を単純に合計するのではなく、

「国内課税仕入れの合計額 $imes rac{6.3}{108}+$ 引取りに係る消費税額」で計算する。

(※2) 課税売上割合を「仕入れ」「返還等」「還付税額」それぞれに適用させる点に注意が必要である。

7 売上げに係る対価の返還等(資料3(2)参照)

- (1) 国内の事業者に対する売上高に係るもの(2,641,700円)及び店舗における国内の消費者に対する売上高に係るもの(229,000円) ⇒ 税額控除(売上返還等)と課税売上割合の計算で使用
- (2) 国外の事業者に対する売上高に係るもの(1,224,900円) ⇒ 課税売上割合の計算で使用

8 貸倒れ(資料3(15)参照)

平成25年9月に国内の得意先に販売した商品代金に係る売掛金の貸倒れは、平成26年3月31日以前の売上げに係るものであるため、税率に注意して欲しい。また、平成27年4月に輸出販売した商品代金に係る売掛金の貸倒れは、免税取引に係るものであるため使用しない。

9 中間申告(資料2参照)

国税部分1,515,900円を使用する。

理論テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ テーマ1-1~1-3

課税の対象

1 理論構成

- 国内取引
 (1)課税の対象(法4①)
 (2)資産の譲渡等(法2①八、令2①~③)
 (3)国内取引の判定(法4③、令6③) ⇒ 1-2
 (4)資産の譲渡とみなす行為(法4④)
- 2. 輸入取引
 - (1) 課税の対象(法4②)
 - (2) 引取りとみなす場合(法4⑤)

2 理論解説

- 1. 国内取引
 - (1) 課税の対象(法4①)

※1 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

- ※1 「事業者が行った」
 - 国内取引については、事業者が行った取引が課税の対象となる。 事業者とは、個人事業者(事業を行う個人)及び法人をいう。(法2①三、四)
- **※2** 「資産の譲渡等」(→(2) **資産の譲渡等**)
- ※3 「消費税を課する」 「消費税を課する」とは、消費税法が適用される、という意味である。
- (2) 資産の譲渡等(法2①八、令2①~③)
 - ① 定義

*1 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

※1 「事業として」

法人の場合は、その行う行為のすべてが「事業として」に該当するが、個人事業者の場合には事業者の立場で行った行為のみが「事業として」に該当する。

(注) 個人事業者が生活の用に供している資産の譲渡は、「事業として」に該当しない。

※2 「資産の貸付け」に含まれるもの(法2②)

資産に係る権利の設定(注)その他他の者に資産を使用させる一切の行為が含まれる。

(注) 資産に係る権利の設定

アパートを貸付ける際の礼金や、ビルや事務所を貸付ける際の権利金の受取り等をいい、地上権、地役権、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用権等、又は、著作物に係る出版権の設定も含まれる。(基通5-4-2)

糸文構成をチェック!

事業として/ 対価を得て行われる

資産の <u>及び</u> 貸付け <u>並びに</u>/ 役務の提供をいう。

② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

- (イ) 代物弁済による資産の譲渡
- (0) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (ハ) 金銭以外の資産の出資
- (二) 特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- *5 (ホ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継(包括承継を除く。)
- (^) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契 (=無線通信の送信で、法律による契 約に基づき受信料を徴収して行われるもの

口 土地収用法等

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

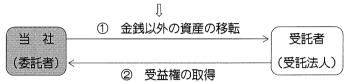
ハ 付随行為

<u>資産の譲渡等</u>には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

※1 一定の信託を設定した場合における資産の移転等(→資産の譲渡)

受益者等課税信託(→1-14 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)においては、信託行為及び信託の終了に伴う資産(所有権)の移転は、資産の譲渡等に該当しないが、特定受益証券発行信託及び法人課税信託の設定に伴う資産の移転等については、資産の譲渡等に類する行為として、課税の対象となる。(基通4-2-1)。

対価を得て行われる資産の譲渡



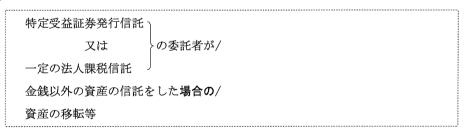
※2 一定の法人課税信託

「受益者等が存しない信託」については、法人課税信託に含まれているが、消費税の 課税の対象となる信託から除かれている。

※3 資産の移転等

信託の設定をした時においては受益者等課税信託であったものが法人課税信託に該当することとなった場合に、その時点において金銭以外の資産の出資があったものとみなされるものも、資産の譲渡等に類する行為として、課税の対象に含まれる。

糸文構成をチェック!



(?) 参考 特定受益証券発行信託及び一定の法人課税信託

《特定受益証券発行信託》(法法2二十九ハ)

特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託のうち、利益留保割合が2.5% 以下であることその他一定の要件を満たすものをいう。

特定受益証券発行信託の委託者が信託資産を移転した場合における、その発行される受益権(受益証券)は、有価証券に含まれ、その細分化された受益権(受益証券)の流通が可能となる。したがって、信託の設定に伴う資産の移転を委託者による資産の売却と考え、これを資産の譲渡等に含めて取り扱う。

《法人課税信託》(法法2二十九の二)

法人課税信託とは、受益証券発行信託(特定受益証券発行信託に該当する信託 を除く。)等一定の信託をいう。

(→1-15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用)

法人課税信託の委託者が信託資産を移転した場合には、その資産の移転は受託者 (受託法人)に対する出資があったものとみなすこととなる。また、受益権は株式又 は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれる。

したがって、現物出資があった場合と同様に、これを資産の譲渡等に含めて取り扱う。(ただし、受益者等が存しない信託を除く。)

※4 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継 (→資産の貸付け)

受取利息 10

第三者が、当初の債権者から貸付金その他の金銭債権を譲り受ける行為は、利子を対価とする金銭の貸付けに該当する。

【具体例】当社は、A社がB社に対して有していた貸付債権(債権金額100)を90で購入し、B社から100の弁済を受けた。

② A社の貸付債権の譲受(当社) 一対価を得て行われる資産の貸付け 貸付債権 90 / 現金預金 90 A 社 (債権者) ① 金銭の貸付(A社) 貸付債権 100 / 現金預金 100 ③ 債権額の回収(当社) 現金預金 100 / 貸付債権 90 B 社

当社はB社に対して資産の譲渡等は行っていないが、当社はA社から債権を譲受けることにより、B社に対して貸付債権を有することとなる。この場合に、A社がB社に対して有していた貸付債権と実態は変わらないため、資産の譲渡等に含めている。

(債務者)

※5 「包括承継を除く」

相続や合併による包括承継(一切の権利義務を一括して承継すること)は、当然に債権者としての地位を承継することとなるので、資産の譲渡等に含まれない。

テーマ1 総 則

- ※6 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収(→役務の提供)
 NHKによる映像などの提供に係る受信料を対価の範囲に含めるというものである。
- ※7 資産の譲渡等の範囲に含まれる補償金とは、対価補償金のことであり、収益補償金、 経費補償金等は含まれない。(基通5-2-10)
- (3) 国内取引の判定(法43)、令63)

次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

- ① 資産の譲渡又は貸付け ※1 譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所(船船、特許権等である場合には、一定の場所)
- ② 役務の提供 役務の提供が行われた場所(運輸、通信その他国内及び国外にわたって行わ ※2 れるものである場合には、一定の場所)
- ③ 金銭の貸付げ等 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地
- ※1 国内取引の判定 譲渡又は貸付けが行われる時(=時点)における資産の所在場所で判定する。
- ※2 (→1-2 国内取引の判定)

(4) 資産の譲渡とみなす行為(法4④)

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

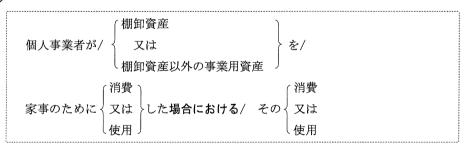
- ① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
- ② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

●解説 「みなす」とは?

「みなす」とは、「本来違う性質のもの」を法律上「同じ性質のもの」として取り扱うことをいい、その際一切の反証を認めないものをいう。

※1 個人事業者の家事消費

♠ 条文構成をチェック!



2. 輸入取引

(1) 課税の対象 (法42)

※1 保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

※1 保税地域

資産を輸入する際には、国内に陸揚げした後、各種の検査を通過しなければならない。 したがって、陸揚げしてすぐ課税すると、検査を通過しなかったもの等について税金を 戻す等の手間がかかってしまう。そこで、課税を一時保留して、資産を保管する場所を 設けており、これを「保税地域」という。

(保税地域)(保税地域の種類)(保税 蔵置場)(銀税 工場)(銀税 展示場)(銀税 展示場)(金)<

※2 輸入取引の課税の対象には、国内取引のような「要件」はない。したがって、消費者が輸入する場合や、無償で輸入する場合であっても、課税の対象となる。

(2) 引取りとみなす場合(法4⑤)

保税地域において<u>外国貨物</u>が消費又は使用された**場合には**、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその<u>外国貨物</u>を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その<u>外国貨物</u>が<u>課税貨物</u>の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

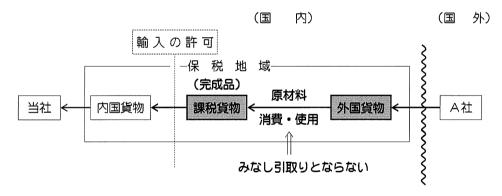
※1 外国貨物と課税貨物 (→5-4 定義)

課税貨物とは、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図解】



保税地域において外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合には、その課税貨物(完成品)を保税地域から引き取る際に消費税が課税されるため、 二重課税を排除するために引取りとみなさないこととしている。



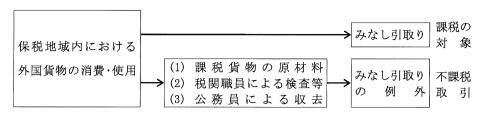
※2 消費又は使用された場合等

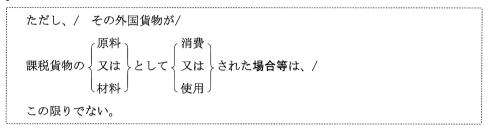
外国貨物の検査等のための消費又は使用は、政策的な配慮から引取りとみなさないこととしている。(令7)

△□ 研究 みなし引取りとならない場合

- (1) その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合
- (2) 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を、その検査のため に消費又は使用する場合
- (3) 食品衛生法等の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物を、その権限に基づいて消費又は使用する場合

【図解】

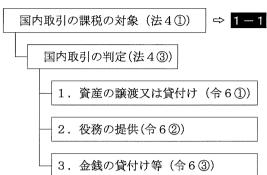




1-2

国内取引の判定

1 理論構成



2 理論解説

1. **資産の譲渡又は貸付け**(法43一、令60)

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

ただし、次の資産は、譲渡又は貸付けが行われる時におけるそれぞれの場所が 国内にあるかどうかによる。

- (1) 船舶及び航空機
 - ① 登録のあるもの

登録機関の所在地(注)

- (注) 船舶について、2以上の国で登録している場合にはいずれかの機関の所在地 *1 とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の<u>住所地</u>
- ② 登録のないもの 譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る<u>※2</u>
- (2) 鉱業権、租鉱権又は採石権等 鉱区、租鉱区又は採石場の所在地
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(これらの権利の利用権を含む。) 登録機関の所在地(注)
 - (注) 2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

(4) 公共施設等運営権 公共施設等の所在地

(5) 著作権等

著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

(6) 営業権、漁業権又は入漁権等 これらの権利に係る事業を行う者の住所地

(7) 次の資産

- ① 有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。) 有価証券が所在していた場所
- ② 登録国債 登録機関の所在地
- ※4 出資者持分 持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
- ④ 金銭債権金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
- ⑤ ゴルフ場利用株式等 ゴルフ場等の所在地
- (8) (1)~(7)以外で所在していた場所が明らかでないもの 資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る<u>事務所等の所</u> 在地

※1 登録船舶についての内外判定

区	分	譲 渡	貸 付 け
昆仕老	日本船舶	登録地※	登録地※
居住者	日本船舶以外	登録地※	住所地 (国内取引)
北尼丹李	日本船舶	住所地 (国外取引)	住所地 (国外取引)
非居住者	日本船舶以外	登録地※	登録地※

※ 登録地が2以上ある場合には、いずれかの登録地

※2 住所地と事務所等の所在地

「住所地…住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 │事務所等の所在地…事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

※3 著作権等

著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずる権利を含む。)又は特別の技術による生産方式(注)及びこれに準ずるものをいう。

(注) 特別の技術による生産方式とは(基通5-7-7) 特許に至らない技術、附帯情報等をいい、いわゆるノウハウが該当する。

※4 出資者持分

合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員の持分その他法 人の出資者の持分をいう。

2. 役務の提供(法43二、令62)

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

ただし、次の役務の提供は、その役務の提供が行われる時におけるそれぞれの 場所が国内にあるかどうかによる。

- (1) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送 出発地、発送地又は到着地
- (2) 国内及び国外にわたって行われる通信 発信地又は受信地
- (4) 保険

保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地

(5) 情報の提供又は設計

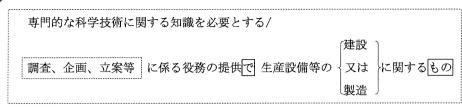
情報の提供又は設計を行う者の情報の提供又は設計に係る事務所等の所在地

(6) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役 8の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの

生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

(7) (1)~(6)以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの 役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地 ※1 専門的な科学技術に関する知識を必要とする役務の提供で一定のもの

♠ 条文構成をチェック!



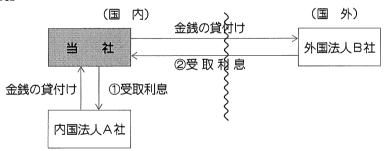
3. 金銭の貸付け等(令63)

国内取引の判定は、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る<u>事務所等の所在地</u>が国内にあるかどうかにより行うものとする。

解説 金銭の貸付け等

金銭の貸付け等とは、利子を対価とする金銭の貸付け又は預貯金の預入れ、償還差益 を対価とする国債等の取得、金銭債権の譲受けその他の承継等の一定の行為をいう。

【具体例】

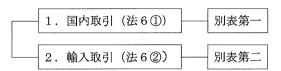


①、②いずれの受取利息も、貸付け等に係る事務所等の所在地が国内であるため、 国内取引に該当する。 1 - 3

非 課 税

1 理論構成

国内取引の非課税は「国内において行われる『資産の譲渡等』、すなわち、課税の対象となる取引のうち、税の性格から課税することになじまないものや、社会政策的配慮に基づく一定の取引(資産の譲渡、貸付け又は役務の提供)について規定している。



		国内取引(別表第一)	輸	入取引(別表第二)
	1	土地等の譲渡、貸付け	1	有価証券等
税の性格	2	有価証券等の譲渡	2	郵便切手類
から課税	3	利子を対価とする金銭の貸付け等	3	印紙
することに	4	郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡	4	証紙
なじまない	5	物品切手等の譲渡	5	物品切手等
もの	6	行政手数料等		
	7	外国為替業務に係る役務の提供		
	8	社会保険医療等	6	身体障害者用物品
	9	社会福祉事業等	7	教科用図書
4.人业举仇	10	助産に係る資産の譲渡等		
社会政策的 な配慮に	11	埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供		
基づくもの	12	身体障害者用物品の譲渡等		
盛りくもの	13	学校等の教育に関する役務の提供		
	14	教科用図書の譲渡		
	15	住宅の貸付け		

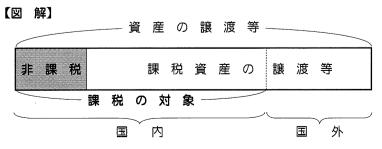
2 理論解説

1. 国内取引(法6①、別表第一、令8)

※1 国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

※1 資産の譲渡等 (→1-1 課税の対象)

「国内における」資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものが非課税となる。



(税の性格から課税することになじまないもの)

- (1) 土地 (土地の上に存する権利を含む。) の<u>譲渡</u>、<u>貸付け</u>(貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。)
- (2) 有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。)、支払手段(収集品及び販売用のもの ※2 ※3 を除く。) その他これらに類するもの(以下「有価証券等」という。) の譲渡
- (3) 利子を対価とする金銭の<u>貸付け</u>、信用の保証としての<u>役務の提供</u>、公社債 投資信託等に係る信託報酬を対価とする<u>役務の提供</u>及び保険料を対価とする 役務の提供^{※4}の他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - 31日本郵便株式会社等が行う郵便切手類、印紙の譲渡
 - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
 - ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の<u>役務の提供</u> (=役務の提供)

(=役務の提供)

- ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
- ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの (=役務の提供)
- ③ 外国為替業務に係るもの
- ※1 土地の上に存する権利とは(基通6-1-2)地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいう。
- ※2 有価証券に類するもの(令9)
 - ① 有価証券に表示されるべき権利(有価証券が発行されていないもの)
 - ② 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員の持分その他 法人の出資者の持分
 - ③ 株主又は投資主となる権利等
 - ④ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権

※3 有価証券等

※ 条文構成をチェック!

・有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。)、
・支払手段(収集品及び販売用のものを除く。) *
・その他これら*に類するもの |
「有価証券等

※4 その他これらに類するもの(令10、基通6-3-1)

償還差益を対価とする国債等の取得、手形の割引、金銭債権の譲受けその他の承継、 有価証券(ゴルフ場利用株式を除く。)の貸付け、などが含まれる。

※ 条文構成をチェック!

利子を対価とする金銭の貸付け、/ 信用の保証としての役務の提供、/ 公社債投資信託等に係る/ 信託報酬を対価とする役務の提供/ 及び 保険料を対価とする役務の提供/ その他これら*に類するもの

※5 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡

郵便切手類、印紙、証紙の譲渡については、譲渡者(場所)が限定されている。「誰が」行った取引であるかを明示すること。

(社会政策的な配慮に基づくもの)

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる<u>資産の譲渡等</u>(生産活動に 基づくものを除く。)
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け (契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るも ※3 のとし、貸付期間が1月末満の場合等を除く。)

※1 生産活動に基づくものを除く。(基通6-7-6)

(1) 生産活動が行われる事業

身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、その自立を助長し、自活させることを目的とする一定の事業等をいう。

(2) 生産活動に基づくもの

生産活動が行われる事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、非課税とはならず、課税される。

※2 その他の資産の譲渡等(令14の4)

- (1) 身体障害者用物品の譲渡
- (2) 身体障害者用物品の貸付け
- (3) 身体障害者用物品の製作の請負
- (4) 身体障害者用物品の修理で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ※3 住宅の貸付けから除かれる一定のもの(令16の2)

旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合は、非課税とはならず、 課税される。

2. 輸入取引(法6②、別表第二)

※1 保税地域から引き取られる<u>外国貨物</u>のうち、次のものには、<u>消費税を課さない。</u>

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

※1 輸入取引の課税の対象

「保税地域から引き取られる『外国貨物』」を課税の対象としているため、非課税項目も引き取られる「貨物(資産)」を規定している点に特徴がある。

※2 「有価証券等」(→1 国内取引 ※3)

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ テーマ1-1~1-3

1-1 課税の対象

[ランクA]

1. 国内取引

重要度◎

(1) 課税の対象 (法4①)

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

- (2) 資産の譲渡等(法2①八、令2①~③)
 - ① 定 義 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 をいう。
 - ② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

- (イ) 代物弁済による資産の譲渡
- (p) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (ハ) 金銭以外の資産の出資
- (二) 特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外 の資産の信託をした場合の資産の移転等
- (ホ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継(包括承継を除く。)
- (^) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの
- 口 土地収用法等

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取 得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったも のとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

- (3) **国内取引の判定**(法4③、令6③) 次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。
 - ① 資産の譲渡又は貸付け 譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所(船 舶、特許権等である場合には、一定の場所)
 - ② 役務の提供 役務の提供が行われた場所(運輸、通信その他国内及び国外にわたって行わ れるものである場合には、一定の場所)
- ③ 金銭の貸付け等 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地
- (4) 資産の譲渡とみなす行為(法4④) 次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。
 - ① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
 - ② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

2. 輸入取引

重要度〇

- (1) **課税の対象**(法4②) 保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。
- (2) 引取りとみなす場合(法4⑤)

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は 使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取る ものとみなす。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

1-2 国内取引の判定

[ランクB]

1. 資産の譲渡又は貸付け(法4③一、令6①)

重要度◎

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在して いた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

ただし、次の資産は、譲渡又は貸付けが行われる時におけるそれぞれの場所が 国内にあるかどうかによる。

- (1) 船舶及び航空機
 - ① 登録のあるもの 登録機関の所在地(注)
 - (注) 船舶について、2以上の国で登録している場合にはいずれかの機関の所在地とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の住所地
 - ② 登録のないもの 譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地
- (2) 鉱業権、租鉱権又は採石権等 鉱区、租鉱区又は採石場の所在地
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(これらの権利の利用権を含む。) 登録機関の所在地(注)
 - (注) 2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
- (4) 公共施設等運営権 公共施設等の所在地
- (5) 著作権等 著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
- (6) 営業権、漁業権又は入漁権等 これらの権利に係る事業を行う者の住所地
- (7) 次の資産
 - ① 有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。) 有価証券が所在していた場所
 - ② 登録国債登録機関の所在地
 - ③ 出資者持分 持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地

④ 金銭債権

金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地

- ⑤ ゴルフ場利用株式等 ゴルフ場等の所在地
- (8) (1)~(7)以外で所在していた場所が明らかでないもの 資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所 在地

2. 役務の提供(法43二、令62)

重要度◎

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

ただし、次の役務の提供は、その役務の提供が行われる時におけるそれぞれの 場所が国内にあるかどうかによる。

- (1) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送 出発地、発送地又は到着地
- (2) 国内及び国外にわたって行われる通信 発信地又は受信地
- (3) 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便 差出地又は配達地
- (4) 保険

保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地

- (5) 情報の提供又は設計
 - 情報の提供又は設計を行う者の情報の提供又は設計に係る事務所等の所在地
- (6) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの

生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

(7) (1)~(6)以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの 役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

3. 金銭の貸付け等(令6③)

重要度◎

国内取引の判定は、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。

1-3 非課税

[ランクB]

1. 国内取引(法6①、别表第一、令8)

重要度◎

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 土地 (土地の上に存する権利を含む。) の譲渡、貸付け (貸付期間が1月未満の 場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。)
- (2) 有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。)、支払手段(収集品及び販売用のものを除く。)その他これらに類するもの(以下「有価証券等」という。)の譲渡
- (3) 利子を対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債 投資信託等に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする 役務の提供その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - ① 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類、印紙の譲渡
 - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
 - ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の役務の提供
 - ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
 - ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
 - ③ 外国為替業務に係るもの

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等(生産活動に基づくものを除く。)
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け(契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るものとし、貸付期間が1月未満の場合等を除く。)

2. 輸入取引(法6②、別表第二)

重要度〇

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

			,	

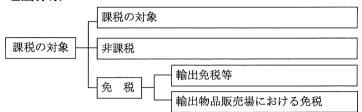
理論ドクター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ P2~16

テーマ 1 課税の対象

◆ 理論体系

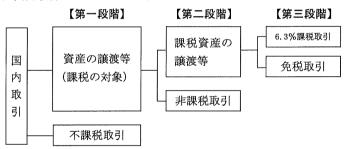


(注) 免 税

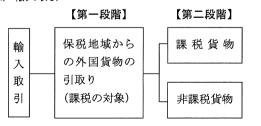
上記の消費税法に規定される免税のほかに、租税特別措置法等においても一定の免税措置が設けられている。

◆ 課税関係

(1) 国内取引



(2) 輸入取引



課税の対象

基礎力養成

定義(1)		

消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- (1) 国 内
- (2) 事業者
- (3) 資産の譲渡等(資産の譲渡とみなす行為を含むものとする。)

解答

- (1) 国 内 この法律の施行地をいう。
- (2) 事業者 個人事業者(事業を行う個人をいう。)及び法人をいう。
- (3) 資産の譲渡等
 - ① 定 義
 - ② 範 囲
 - ③ 資産の譲渡とみなす行為
 - イ 個人事業者
 - 口法人

解説

本間において「消費税法施行令に規定される部分については触れる必要はない。」旨の指示が与えられた場合、資産の譲渡等に類する行為については、代物弁済による資産の譲渡のみ述べればよい。

資産の譲渡等に類する行為のうち、代物弁済以外の部分(負担付き贈与など) は、消費税法施行令に規定されているためである。

本間には直接関係ないが、課税の対象に規定される「<u>土地収用法等」、「付随</u> 行為」も消費税法施行令に規定されている。

重磁	+	套	œ
ABWE	//		Æ.

定義②		

消費税法第4条第2項に規定される輸入取引の課税の対象について述べなさい。 また、消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- ① 保税地域
- ② 外国貨物
- ③ 課税貨物

解答

[輸入取引の課税の対象]

- (1) 課税の対象
- (2) 保税地域からの引取りとみなす場合

[消費税法第2条に規定される定義]

- ① 保税地域の定義 関税法に規定する保税地域をいう。
- ② 外国貨物の定義 輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可 される前のものをいう。
- ③ 課税貨物

イ 定 義

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定 により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

ロ 輸入取引の非課税

基礎力養成

定義③		

消費税法第2条第1項第九号に規定される課税資産の譲渡等に該当するかどうかを述べなさい。なお、課税資産の譲渡等の意義について触れる必要はない。

- (1) 海外に所在する建物を譲渡する行為
- (2) 海外に所在する土地を譲渡する行為
- (3) 国内に所在する建物を譲渡する行為
- (4) 国内に所在する土地を譲渡する行為
- (5) 国内で発行された有価証券を譲渡する行為
- (6) 海外で発行された有価証券を譲渡する行為

解答

[(1)について]

国外における課税資産の譲渡等に該当する。

[(2)について]

国外における課税資産の譲渡等に該当する。

[(3)について]

国内における課税資産の譲渡等に該当する。

[(4)について]

課税資産の譲渡等には該当しない。

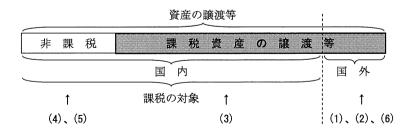
[(5)について]

課税資産の譲渡等には該当しない。

[(6)について]

国外における課税資産の譲渡等に該当する。

※ イメージ



内外判定①		

甲社は、米国のT社からコンピュータのソフトウェア(システム書)を借り入れることとし、T社の本社と直接賃貸借契約を締結した。

このソフトウェアは直接本社から郵送されてくることとなっており、代金も直接 本社に送金することとなっている。

T社は日本に支店を有し営業活動を行っているため、契約に際してはその支店と 交渉し、契約書の取り交わしのみをT社の本社と行った。

この場合の賃借料が国内取引に該当するかどうかを理由を付して述べなさい。

解答

<u>コンピュータのソフトウェア等は、著作権等に該当</u>するため、貸付けを行う者の住所地により、資産の譲渡等が国内で行われたかどうかを判定する。 本間では、T社の本社が米国であるため国外取引に該当する。

解説

コンピュータのソフトウェア等は、消費税法施行令第6条第1項第7号に規 定する「著作権等」に該当する。

著作権等に係る内外判定は次による。

- ① 著作権等の譲渡 その譲渡を行う者の住所地
- ② 著作権等の貸付け その貸付けを行う者の住所地

内外判定②		

広告会社である甲社(国外に支店等は有していない。)は、広告主である乙社から商品の広告について、国内の広告の企画、立案、広告媒体との交渉、調整、管理等を請負うとともに、国外の広告媒体に広告を掲載することを請け負っている。

この場合に甲社が乙社に対して行う役務の提供は、国内取引に該当するかどうかを理由を付して述べなさい。

解答

甲社は、国内で行う広告の製作(企画、立案等)と国外で行う広告の掲載を 請負っていると認められることから、<u>役務の提供を行う者(甲社)の事務所等の</u> 所在地が国内にあるかどうかで判定する。

甲社は、国外に支店等を有していないことから、国内取引に該当する。

解 説

契約の内容が単に広告の掲載のみの場合には、広告地により国内取引の判定を行うため、次のように取り扱う。

- ① 国内の広告媒体に広告を掲載する場合 国内取引
- ② 国外の広告媒体に広告を掲載する場合 国外取引

本問のように、広告の企画、立案、広告媒体との交渉、調整、管理等を総合的に請負う場合と区別してほしい。

参考: 令6 ②七、基本通達5-7-15

内外判定③		

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る国内取引の判定について、考え方を述べなさい。

また、次の(1)及び(2)の場合の国内取引の判定について説明しなさい。

- (1) 外国の会社(賃貸人)と電子計算機の所有権移転外ファイナンス・リース契約を 結んだ国内の甲社(賃借人)が、保税地域内においてそのリース取引の目的となる 資産(以下「リース資産」という。)の引渡しを受けた場合
- (2) 国内の甲社(賃貸人)と電子計算機の所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ外国のY社(賃借人)が、外国に所在するリース資産の引渡しを外国の本社で受けた後、改めて賃貸人と賃借人の合意に基づき、国内の支社で使用することとした場合

解答

[考え方]

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資産の売買取引として取扱われることから、リース資産の譲渡の時における資産の所在場所が国内であるかどうかにより国内取引の判定をする。

[(1)の場合]

保税地域内においてリース資産の引渡しを受ける行為は、リース資産の譲渡 の時における資産の所在場所が国内のため国内取引に該当する。

[(2)の場合]

外国の本社においてリース資産を引き渡す行為は、リース資産の譲渡の時に おける資産の所在場所が国外のため国外取引に該当する。

解説

なお、(1)は、外国貨物の譲渡として輸出免税の対象となる。

また、本問は、単純に国内取引の判定について問うたものであるが、それぞれの引渡しを受けた後に、外国貨物であるリース資産を通関する際には、保税地域から引き取る課税貨物として引取りに係る消費税が課され、引取る者において仕入税額控除の対象とされる。

内外判定④			
-------	--	--	--

甲社 (国外に支店等は有していない。) が行った株式の譲渡に係る次の取引が、 国内取引に該当するかどうかを述べなさい。

- (1) A株式の譲渡収入 21,700,000円 A株式は、国内で発行されたものである。
- (2) B株式の譲渡収入 49,211,000円 B株式は、外国で発行されたものである。
- (3) C株式の譲渡収入 36,800,000円 C株式について、株券の発行は行われていない。

解答

(1) A株式の譲渡

A株式は有価証券に該当し、国内で発行されたものであることから、その 譲渡が行われる時の所在場所は国内とされ、国内取引に該当する。

(2) B株式の譲渡

B株式は有価証券に該当し、外国で発行されたものであることから、その 譲渡が行われる時の所在場所は国外とされ、国内取引に該当しない。

(3) C株式の譲渡

C株式は株券の発行がないことから、有価証券に類するものに該当する。 この場合は、資産の所在場所が明らかでない場合に該当することから、国 内取引の判定は、譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務 所等の所在地で判定する。

甲社の事務所等は国内に所在することから、国内取引に該当する。

解説

有価証券の譲渡についての内外判定は、原則として「有価証券が所在していた場所」で行う。所在場所は原則として発行場所となる。

非課税

実力養成

土地等		

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、駐車場はいずれも国内に所在し、賃貸借期間は1年間である。

- (1) 駐車場収入 2,100,000円 甲社がアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸している。
- (2) (1)の敷地に隣接した土地の賃貸に係る収入 480,000円 賃借人乙は、賃借したその土地に自らアスファルトを敷設し、駐車場として使 用している。

解答

[(1)について]

- ① 解 答 課税取引
- ② 解答の理由

甲社は自らアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸していることから、 施設の利用に伴う土地の貸付けとして、非課税とされる土地の貸付けから除 外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該 当しないものとして課税される。

[(2)について]

- ① 解 答非課税取引
- ② 解答の理由

アスファルトを敷設し、駐車場として使用しているのは賃借人乙であり、 <u>甲社は土地を貸付け</u>ているだけである。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに 該当し、非課税とされる。

実力養成

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、(1)及び(2)のマンションは国内に所在するものである。

- (1) 居住用賃貸マンションに入居した者から入居時に受け取った一時金で返還を要しないもの 1,200,000円
- (2) マンションの賃借人Cは、前期以前から甲社との賃貸借契約によりマンション を居住用として賃借していたが、当期首から契約条件を事業所用に用途変更する ことを申し出て、甲社もこれを承諾した。

当期(契約変更後)の賃貸料 1,036,800円

解答

[(1)について]

- ① 解 答非課税取引
- ② 解答の理由

建物等の賃貸借契約に係る権利金又は一時金等で返還を要しないものは、権利の設定の対価に該当する。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、住宅の貸付けに 該当し、非課税とされる。

[(2)について]

- ① 解 答課税取引
- ② 解答の理由

非課税とされる住宅の貸付けに該当するかどうかは、<u>契約により判定</u>する こととされている。

したがって、契約により事業所用に用途変更した後の賃貸料は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引とされる住宅の貸付けに該当しないものとして課税される。

4	4	*	#
天	JJ	養	ᄣ

住字等②	

甲社における次の不動産賃貸事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、不動産は国内に所在するものである。

- (1) 居住用マンションの一時貸しの貸室に係る賃貸収入 1,210,000円 賃貸借契約の更新は1週間ごとに行っているが、入居期間が1年以上になるこ とが見込まれている入居者Bに係るもの210,000円が含まれている。
- (2) 電力会社の電柱の敷設に係る収入 20,000円 契約による貸付期間は1月以上である。

解答

[(1)について]

- ① 解 答課税取引
- ② 解答の理由

契約による貸付期間は1週間ごとであるため、住宅の貸付けのうち「<u>契約</u> による貸付期間が1月未満」のものに該当し、非課税とされる住宅の貸付けから除外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして、入居者Bに係る賃貸収入も含めた全額(1,210,000円)が課税される。

[(2)について]

- ① 解 答非課税取引
- ② 解答の理由

電力会社の電柱の敷設に係る賃貸収入(道路占用料)は、国内における資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

原状回復工事		
W V I X - T		

甲社は、居住用のマンションの賃貸を行っている。

甲社はこのマンションの賃貸に当たっては、保証金を徴収しておき、賃借人が退去する際に、甲社が原状回復工事を行い、これに要した費用相当額をその保証金から差し引いて、残額を賃借人に返還することとしている。

この保証金から差し引くこととなる原状回復工事に要した費用の額が、課税取引、 非課税取引のいずれに該当するかを理由とともに説明しなさい。

解答

賃貸人である甲社が、賃借人に代わって原状回復工事を行うことは、<u>賃借人</u>に対する役務の提供に該当する。

ここで、この原状回復工事に係る役務の提供は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないため、課税取引として取扱われる。

解説

この賃貸マンションは、居住用のものではあるが、この場合の<u>原状回復工事料は家賃の取り扱いではなく、原状回復工事に係る役務の提供対価</u>として取扱われるものであるため、課税される。

	-	
* 7		ЯU
JE /.	136	ш

保険診療		
不厌砂烷		

開業医甲における次の休日診療事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当する かの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、甲は国内において医療業を営んでいる。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金から当課税期間に収入すべき医療保険の診療収入
- (2) 国民健康保険団体連合会からの当課税期間に係る医療保険の診療収入
- (3) 診療を受けた患者が負担した上記(1)及び(2)の社会保険等に係る診療収入
- (4) 患者がすべて自己負担で診療費等を支払った自由診療収入

解答

[(1)から(3)について]

- ① 解 答非課税取引
- ② 解答の理由 国内において行われる資産の譲渡等のうち、健康保険法等に基づく資産の 譲渡等に該当し、非課税とされる。

[(4)について]

- ① 解 答 課税取引
- ② 解答の理由

自由診療は非課税とされる「<u>健康保険法等に基づく資産の譲渡等</u>」に該当 しない。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該 当しないものとして課税される。

専属使用料		

甲社は、乙社が乙社の所有する土地に建設するビルを専属的に賃借することを条件として、当該ビルの建設期間中に係る地代相当額を支払うこととした。

この場合、甲社が乙社に支払う地代相当額は土地賃貸料として非課税とされるかどうかを理由を付して述べなさい。

解答

甲社が支払う地代相当額は、完成後のビルを甲社が専属的に利用することを 条件として支払われる金銭であることから、<u>ビル賃貸借契約に係る権利金等</u>と 同様の性格を有するものととらえられる。

したがって、<u>その地代相当額は土地の使用に係る対価ではない</u>ため、非課税とはされず、課税取引として取扱われる。

解説

甲社はこの地代相当額を支払うことにより、完成後のビルを専属的に利用する権利を取得するものであることから、ビル賃貸借契約に係る権利金等と同様の性格を有するものととらえられる。

支払対価の額は地代と同程度であるが、土地の使用に係る対価としての実質はない。

未経過	白	動	車	税	筀

自動車販売業を営む甲社は、中古車を販売する際に、車両本体価格と未経過分の自動車税相当額、リサイクル預託金相当額を区分して表示しているが、この場合の未経過分の自動車税相当額とリサイクル預託金相当額が、課税されるかどうかを、その理由とともに説明しなさい。

解答

(1) 未経過分の自動車税相当額

自動車税の未経過期間相当額は、自動車税として都道府県に対して支払う ものではなく、中古車の譲渡代金の一部として収受するものである。

したがって、この自動車税相当額は資産の譲渡等の対価に含まれ、非課税 とはされないため課税される。

(2) リサイクル預託金相当額

リサイクル預託金相当額は、中古車として転売する際の甲社から買主への 預託金の譲渡である。

したがって、<u>有価証券等(金銭債権)の譲渡</u>として非課税取引に該当し、 課税されない。

解説

(1) 未経過分の自動車税相当額

自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税される税(道府県税)であり、買主が支払う自動車税の未経過期間に対応する金額は、自動車税そのものとして都道府県に対して支払うものではなく、その未経過の期間内に継続して乗用できる中古車の購入代金の一部として支払うものである。

したがって、車両本体価格と区分表示したとしても、自動車税相当額は資産の譲渡等の対価に含まれ、課税される。

(注)未経過分の自賠責保険料相当額を区分して表示する場合も、自動車税 相当額と同様、資産の譲渡等の対価の額に含まれる。

(2) リサイクル預託金相当額

リサイクル預託金相当額については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき資金管理法人に預託されているものであり、中古車として転売する際のリサイクル預託金相当額は、売主から買主への預託金の譲渡と(金銭債権の譲渡)として非課税とされる。